

社会主義 体制史研究

3号(2018年11月)

(論文) ベルリンの壁最後の射殺ギュフロイ事件(1989年2月)の詳細とその意味
—「1988年12月にホーネッカーが射撃命令を制限」(東独少尉ハンフ法廷証言)の真偽—
青木國彦(東北大学名誉教授)



『社会主義体制史研究』は、不定期刊・無料のオンライン・ジャーナルです。旧社会主義諸国(共産圏)の歴史と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。投稿歓迎。

本誌掲載ウェブサイト：<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss/>

本誌発行：社会主義体制史研究会

サイズ：A4

連絡先：aoki_econ@tohoku.ac.jp (円マークを半角アットマークに代えてください)

目次

(論文) ベルリンの壁最後の射殺ギュフロイ事件(1989年2月)の詳細とその意味

—「1988年12月にホーネッカーが射撃命令を制限」(東独少尉ハンフ法廷証言)の真偽—

青木國彦 1

表紙写真(© Kunihiko AOKI)

写真(上、1981年8月中から撮影)は、ベルリンの現在の観光スポット「イーストサイドギャラリー」(East Side Gallery)の元の、つまり東独時代の姿である。西ベルリンから見ると灰色のコンクリートであるが、こちらではまるで East Side Gallery を予想したのか、白い画面が作られていた。

写真(下、1981年9月撮影)は、上の写真にある壁を西ベルリン側から見た写真であり、手前の川がシュプレー川である。渇水期と大雨による増水・激流という日本の川と違って、いつも水量がある。この川や縦横に走る運河を泳いで西へ逃亡しようとしてかなりの人が溺死した。

この壁は東西ベルリンの国境線の間近に作られた本来の「ベルリンの壁」ではない。ここの国境は川の中にある。この壁は国境線よりも奥(東独内部)に作られたいわゆる後背地壁(内壁)である。この壁と川の間は別の写真からの目測で少なくとも40mある(そこに何があるかは掲載論文参照)。(青木國彦)

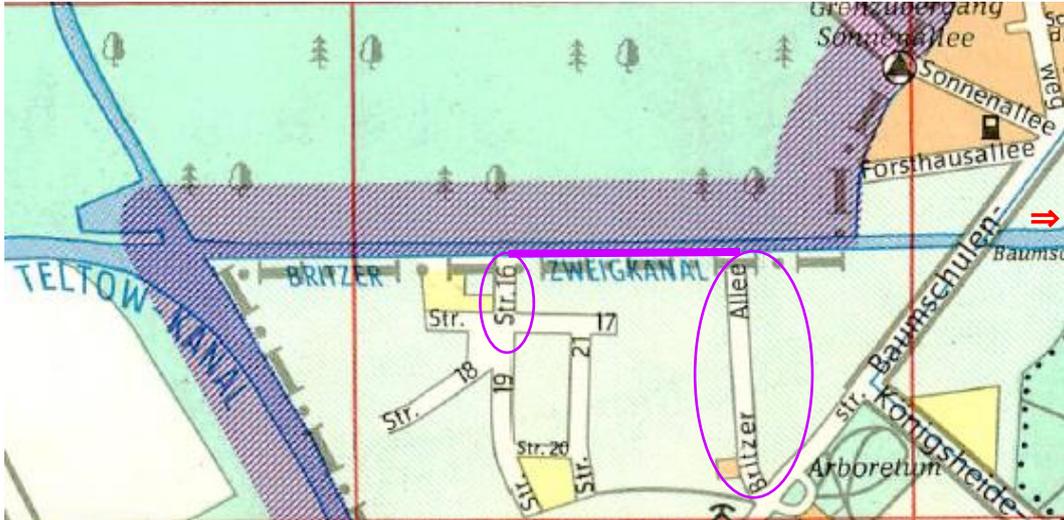
(論文)

ベルリンの壁最後の射殺ギュフロイ事件(1989年2月)の詳細とその意味
「1988年12月にホーネッカーが射撃命令を制限」(東独少尉ハンフ法廷証言)の真偽
 青木國彦(東北大学名誉教授)

Was war der Fall Chris Gueffroy in der DDR

Eine Überprüfung der Aussage des Unterleutnant Alexander Hanfs
 „Honecker habe im Dezember 1988 den Schießbefehl eingeschränkt“
 Kunihiko AOKI (Professor emer., Dr., Tohoku University)

図1 東ベルリン・トレプトウ区のギュフロイ射殺現場(西⇄東)



(出所) 東独作製の地図VEB Tourist Verlag (1980:22)に青木が一部加筆。
 (注) 太い編み目ラインが東西ベルリンの境界、その右端ないし下端に東独の国境遮断帯(灰色の遮断図形)があった。遮断帯のうち紫色の横線部分=紫色の楕円にある道路2本に接する区間が当夜の当番国境兵(2組のペアA・B)の持ち場であり、射撃の現場となった。うち右側の「Britzer Allee」(ブリッツァー・アレー)は現クリス・ギュフロイ・アレーである。ギュフロイら二人は図下方から進んで国境遮断帯を突破し、「Britzer Zweigkanal」(ブリッツァー分岐運河)を越えて西ベルリンへ逃げようとした。運河はその後Britzer Verbindungskanalに改称。太い編み目ラインの左が西ベルリンのノイケルン区、右が東ベルリンのトレプトウ区(現在は旧ケペニック区と合併し、トレプトウ・ケペニック区)。多数が参列してギュフロイの火葬と埋葬が行なわれたバウムシューレンヴェク墓地(Friedhof Baumschulenweg)は図右端中ほどの→を少し右へ進んだところにある。そこに彼の骨壺墓もある。バウムシューレンヴェクにはSバーン(都市内鉄道)の駅もある。この駅のすぐ近くに広大な森林公園プレーンターヴァルト(Plänterwald)があり、東独時代には、フルマラソン大会(周回コース)が開かれていた*。

| | |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>1. はじめに 1</p> <p> (1)事件の骨子</p> <p> (2)何を取り上げるか</p> <p> (3)政治的影響と歴史的意義</p> <p>2. ベルリンの壁の標準的構成 3</p> <p>3. ギュフロイ事件現場のベルリンの壁の構成 4</p> <p>4. ベルリンの壁での射撃関連死の年代史 5</p> <p>5. ギュフロイ射殺(1989年2月5日)の詳細 5</p> <p>6. 判決の意味 8</p> <p>7. 少尉ハンフの法廷証言と弁護人の陳述 10</p> <p> (1)ホーネッカーの射撃制限命令</p> <p> (2)現場のすり抜け策</p> <p> (3)失策国境兵の糾弾大会</p> <p>8. 過剰射撃:国境守備隊長バウムガルテンの悩み 11</p> <p>9. ギュフロイとその逃亡計画 12</p> <p>10. 西の報道と東における訃報・葬儀 15</p> <p>11. 西独政府が CSCE ウィーン会議最終文書による「手続き」を予告 17</p> <p>12. シュタジの速報(1989年2月6日) 17</p> <p>13. 西独要人へのホーネッカーの回答とミールケ報告 18</p> <p>14. 東独ライブチヒ反体制派の公開書簡 19</p> <p>15. 検証 20</p> <p> (1)ギュフロイ事件と射撃停止命令の関連</p> | <p> (2)射撃停止命令は誰が?:ホーネッカーかクレンツか</p> <p> (3)射撃停止命令と射撃制限命令の比較</p> <p> (4)国境法と制限命令・停止命令の比較</p> <p> (5)射撃制限命令存在の傍証: チューリンゲン情報と国防相ケスラー発言</p> <p> (6)CSCE ウィーン会議最終文書 vs. 新外国旅行行政令</p> <p> (7)ホーネッカーの執念とハンガリー国境規制緩和</p> <p>16. 代償 25</p> <p>略語・引用文献 26</p> <p>(注)本文中の[]内は青木の挿入</p> |
|--|--|

1. はじめに

(1)事件の骨子

ベルリンの壁を乗り越えようとする逃亡者の最後の射殺事件が起こったのは、1989年2月5日深夜であった。

この逃亡者はともに 20 才のクリス・ギュフロイ(Chris Gueffroy, 1968年6月21日生、1989年2月5日没)と、その友人クリスチャン・ガウディアン(Christian Gaudian, 1968年10月17日生)であり、国境兵の射撃を受け、ギュフロイが数分後死亡、ガウディアンが負傷した。

国境守備隊中将レオンハルトによると、東独末期の国境兵

は対東欧国境には「僅か 600 人」だったが、対西独には「42000 人」もいた(Frenkel 1991)。合計は約 4.5 万人とも言う(Ritter 2001:97)。

東独医師によるギュフロイの死亡確認は 2 月 6 日 0 時過ぎであった。しかし 5 日 23:40 に拘束され(国境守備隊記録)、その直前の射撃により「数分後」に死亡した(後述の判決)ので、5 日没とした。事件現場に 2003 年に建てられた追悼碑にも 5 日死亡とある(Goldmann 2014.02.05 掲載写真)。

早速、西独メディアが大きく報じ、西独政府をはじめ国際世論も非難を強め、東独国内でも波紋が広がった。

二人の逃亡行為は東独刑法第 213 条にある不法越境の重大ケースに当たるが、ガウディアンが 3 年の自由刑となったように本来何年かの服役で済むはずのものを、ギュフロイは現場でいわば裁判抜き死刑執行となった。彼がもし服役であれば、ガウディアンもそうであったように、西独政府による政治犯自由買いの対象となり、刑期途中で西独移住が実現した(自由買については青木 2009:2 節, 2018:6 節参照)。

東独の当時の国境法の火器使用規定(第 27 条)によれば、不法越境など現行犯またはその嫌疑の防止ないし捕縛のための火器使用は正当であったが、幾つかの条件があった。従って当時の東独でも国境法に照らして適法かどうかが問われるべきであった。しかしそうはならないどころか、秘密裏に当該国境兵は褒賞を受け、射殺弾を発した兵士は昇進した。

事件が出国権の無制限尊重を謳った CSCE ウィーン会議最終文書採択の僅か 3 週間後、ホーネッカーの壁 100 年存続発言の約 2 週間後に生じたことが、その衝撃度を高めた。

無念の思いでギュフロイの母カリン(Karin Gueffroy)は、10 ヶ月後に始まる体制転換の中で、早速射殺に関与した者を刑事告発した。そのため東独国境兵 4 人が統一ドイツで最初の壁裁判の対象となった。この裁判の正当性と判決の適不適をめぐる大きな議論が生じた。

(2)何を取り上げるか

第 1 に、事件理解のための予備知識としてベルリンの壁の構造やそこでの射撃関連死の推移を説明する(2・3・4 節)。

第 2 に、ギュフロイ事件についてはわが国でもすでに紹介がある¹が、本稿は統一後のドイツにおける裁判情報や研究、報道、東独の旧機密資料などを用いて、矛盾する情報をチェックしつつ、事件の中身により詳しく立ち入る(5・12・13 節)。その際裁判とその判決の法学的な適否には触れない。

第 3 に、この事件の裁判結果とその諸評価を簡単に紹介し、最高裁判決や法廷証言にあった「軍ヒエラルヒー」の上から下へ存在した圧力や拡大解釈・誤用に着目する(6 節)。

第 4 に、この着目点について事件現場の少尉であったハンプの法廷証言に基づいて、SED 書記長・国家評議会議長・国防評議会議長ホーネッカー(Erich Honecker)による 1988 年 12 月の国境での射撃制限命令と、それへの現場の上官たちの対応を取り上げる。制限命令は判決にも研究書にも取り上げられていない。

兵士への圧力例としては、ある弁護人の法廷陳述から、逃亡者を取り逃がした国境兵への糾弾大会が連隊規模開かれたことを紹介する。他方、元国境守備隊トップにいた 4 人の

将軍は、自分たちが責任を負うから、部下であった現場の兵士を罰するなど訴えたことも紹介する(7 節)。

第 5 に、国境守備隊長バウムガルテン(Klaus-Dieter Baumgarten)は、東独の国境法の火器使用規定に反する過剰射撃の横行が「政治的損害」を与えていることを指摘し、将校から兵までの訓練・教育の強化を図ろうとしたことを紹介し、なぜ過剰射撃がなくならなかったかを考える(8 節)。

第 6 に、ギュフロイら二人はなぜ東独を出ようとし、その方策としてなぜ、出国申請方式ではなく、危険な逃亡を選び、いかなる逃亡計画を企てたのかを説明する(9 節)。

この事件は西ベルリンとは狭い分岐運河を隔てただけの場所で起こり、警報が作動してディスコ照明が回り、音響アラームと連続射撃を含むカラシニコフの銃声が轟いたから、ただちに事件発生を西ベルリン住民がその警察に通報した。

そこで**第 7** に、この事件を西ベルリンはいつ、どのように知り、報道したかを紹介する。その際、射殺だけではなくギュフロイ葬儀とそのためのお詫も重要な役割を果たし、事件の影響力を大きく増幅した(10 節)

あわせて、西独側報道や一審判決と比べたシュタジの初期情報を紹介する(12 節)。

ギュフロイ事件が東独当局にとっての重大事になるに当たって、CSCE ウィーン会議最終文書が果たした役割が大きい。それはギュフロイ事件の 3 週間前に採択された。

そこで、**第 8** に、事件にとっての同最終文書の意味と、それを活用した西独政府の抗議を説明する(11 節)。それに関連してホーネッカーが東独を訪問した西独要人に当初どう対応したか、および事件についてシュタジ大臣ミールケ(Erich Mielke)がホーネッカーへどう報告したかを紹介する(13 節)。ミールケ報告にはシュタジの困惑ないし躊躇が現れている。

第 9 に、ライブチヒの反体制グループの「住民への公開書簡」を取り上げる。これは、同年 3 月 13 日の「平和の祈り」のあとのデモ隊へのシュタジ等の介入に抗議し、ギュフロイ葬儀を例に、当局による偽りの強要を打ち破るために住民に真実を語るように訴えた(14 節)。

最後に、この事件に関連するが同時に一般的に意味のある幾つかの事柄(目次 15 節に列挙)を検討し(15 節)、東独指導部が払った代償および、関連する東独国民の動きを説明する(16 節)。

(3)政治的影響と歴史的意義

ギュフロイ事件は、東独の指導者ホーネッカーにとって実に間の悪いときに起こった。

第 1 に、全欧安保協力会議(CSCE)ウィーン会議最終文書に東独を含む東西のヨーロッパ諸国が署名した僅か 3 週間後のことであった。その文書は国民の出国権の無制限の尊重を謳っていた。第 2 に、CSCE ウィーン会議の成り行き、つまり表向きは米国と西独の態度、内心はソ連の裏切りに腹を立てたホーネッカーが壁 100 年存続発言をした僅か 2 週間後のことであった。(最終文書や壁 100 年存続発言の詳細は青木 2018a 参照)。

ホーネッカーら東独指導部は全ヨーロッパの合意に逃亡

* 私は 1980 年 11 月 30 日のそれに参加した。そこで走っている白黒の写真が今も手元にある。きれいにプリントされている。この写真を撮った若者は東独では珍しく立派なニコンをぶらさげ、撮った写真を自分で現像・焼き付けし、その後の大会で出会った選手に売っていた。後日出会った時に私も喜んで買った。私

の参加により国際大会になったと喜んでくれた。当日のコースは前日の雨が凍り付き、ツルツルの路面が多く苦勞した。

¹ 邦語著書では森(2005)が関連裁判を主にその正当性を問う観点から詳しく取材、考察した。近藤(2010:77-85)、熊谷(2009:119-123)にも説明がある。

者の射殺によって挑戦し、100 年存続する壁ではカラシニコフの銃口が火を吹き続けると受け取られた。当然、東独政権への国内外の政権批判が加速した。

壁建設当時は東西両陣営が壁を容認した(青木 2018b: 29-30)。それから 14 年後の CSCE ヘルシンキ宣言が壁による隔離体制に打撃を与え、さらに 13 年余、同ウィーン会議最終文書がそれに痛打を浴びせた。

にもかかわらずホーネッカー政権の表立った対応は新外国旅行政令による規制緩和のみであった。秘密裏に射撃制限があったと考えられるが、完全対応は同年 11 月 9 日の壁開放まで先延ばしとなった。SED 中央もすでに 1988 年春には、国民の出国要求が当局を深刻な状態に追い込んでいることを認識した(青木 2008:2-3)にもかかわらず、ホーネッカーは依然として壁信仰から脱することができなかった。この時期の彼の壁 100 年存続発言や、ハンガリー情勢についての彼から政治局員への警告通知がそれを示した。

同じ 1989 年 2 月、ハンガリー政治局はオーストリアとの国境にある警報付き国境フェンスの解体を決め、5 月から実施し始めた。それはウィーン会議最終文書に沿うものであり、東独政権の負の対応ぶりをより鮮明にした。

他方でこの事件は、ホーネッカー政権が 1989 年 4 月 3 日に国境での射撃停止命令を出す背景の 1 つになり、この事件の裁判は、法学的問題を残しつつも、最初の壁裁判として東独国境体制検証の原点を形成した。

加えて、全く注目されていないが、ギュフロイ事件裁判のある法廷証言により、射撃制限命令が、停止命令の数カ月前、1988 年 12 月に出ていた可能性があることが分かった。

本人や家族にとって、また同裁判でただ 1 人有罪となった被告にとっても、幾つかの状況誤解がギュフロイの死を招いたのであり、悔やまれる死、悔やまれる有罪であった。だが結局は、国民の対外隔離撤廃という全欧の誓いが尊重されていけば、そのような悔恨の必要がなかった。

以上について本文においてより詳しく説明する。

射撃停止命令が出た直後、4 月 8 日に、またもベルリンの壁で発砲があった。しかもこれは真昼間、人通りの多い東ベルリン・ショッセー通り検問所内で起こった。

この事件では西ベルリン側から撮られた 2 枚の正面写真が世界に流れた。運動能力の高い逃亡者が見事に検問所遮断機を飛び越える瞬間と、怖い顔つきの係官が、休憩中だったからか制帽をかぶらずタバコをくわえたまま、拳銃を構える場面である。後者はギャング映画の悪役のようであった。

この場合は空中への警告射撃に対して逃亡者が 2 人も直ちに立ち止まったので、射殺ではなく逮捕に終わった。しかし当時、射撃停止命令を知らない世論はギュフロイ事件と同じだと見て、東独の国境体制への批判がさらに高まった。

この事件は停止命令の徹底が容易ではないことも示した。ギュフロイ事件の法廷証言が言うホーネッカーの射撃制限命令の場合にも、類似のことが発生した。

2. ベルリンの壁の標準的構成

まずベルリンの壁の構造を紹介したい。というのはギュフロイらは、最初の壁の乗り越えには成功したが、その壁はいわゆる後背地壁であって、その場所には国境壁としての本来の「ベルリンの壁」はなく、金属格子フェンス²が国境の最前線設備であったからである。

ベルリンの壁は一重の壁だけが立っているのではなく、幾重もの遮断設備の複合体であった。

標準的には表 1 のように、まず国境線(地区境界線とも言う)沿いに頑丈なコンクリート製の外壁があり、これが「ベルリンの壁」の象徴であった。これを東独は「前方遮断要素」と呼んだ。その内側に色々な遮断設備があり、一番内側にもう 1 つの、やや簡易なコンクリート壁があった。設備各々の設置距離数が示すように場所によって不揃いであった³。

表 1 ベルリンの壁とその内側遮断設備(1984 年)

| 設備種類 | 距離等 | (※) |
|------------------------------|--------|---------------------|
| 〔西ベルリン市街〕 | | |
| 前方遮断要素〔国境壁〕 (うち金属格子フェンス) | 162km | 156.4km (68.4km) |
| うち東西ベルリン間 | | 43.7km |
| 自動車遮断溝 | 92km | |
| 〔足跡〕コントロール帯 | 165km | |
| 車列通路 | 172km | |
| 照明灯 | 177km | 161km |
| 監視塔・指揮所 | 190 カ所 | 186 カ所 (+指揮所 31) |
| 平坦バリケード〔逃走妨害〕 | 3.8 万 | |
| 突起バリケード | 19km | |
| 警報付き国境フェンス | 148km | 113.9km |
| 後背地壁〔内壁〕 | 68km | |
| 〔東独: 東ベルリン市街やポツダム県、フランクフルト県〕 | | |

(出所) 1984 年東独国境守備隊が作成した図解「ベルリン(西)との国境の先駆技術・警報技術整備の現状」(AZN 17790)から作成。(※) 国境守備隊の 1989 年数字(Hertle 2011:23)
(注) 各項目説明は青木(2018:表 3)参照。平坦バリケードは表 3 とその説明参照

現在の観光スポット「イースト・サイド・ギャラリー」は後背地壁であり、その外(西側)に照明塔やフェンスなどはあったが、国境はシュプレー川にあったので、国境壁はなかった。この遮断帯の当時と現在の比較写真が <http://www.chronik-der-mauer.de/grenze/174964/east-side-gallery> にある。

変更し、時点もこれに従った。

CdM 版の原資料は AZN 17790(連邦公文書館分類番号)であり、図の中に Bl.168(同館によるページ付け)とある。Hertle 版および図 2 の原図解にはこのどちらもない。

Hertle 版によれば原図解の国境守備隊文書番号は GVS-Nr.G/691880(Anlage2)である。CdM 版は図解の右端をトリミングしたため、その番号部分が消えているが、同じに違いない。Hertle 版と CdM 版の時点差が 10 年内外もあるにもかかわらず、すべての数値が一致しているから、両者の原資料は同一であるが、この種の図解は複数作られるから、原資料が同じでも原出所は異なるかもしれない。

² 東独が「先駆技術」設備として国境に設置した金属格子フェンス(エキスパンドメタルフェンス)については青木(2018:16)参照。

³ 表 1 は、青木(2018a)の表 2 に一部追記し、注の大部分を本文に移した。以下には、表の時点と出所も変更した事情を記したい。

青木(2018a)表 2 は、原図解を紹介した Hertle(2011:114-115、以下 Hertle 版)に従い時点も 1970 年代半ばとした。同時に同じ原図解をカラー化した de.wikipedia には 1980 年代とあることを注記した。ところがウェブサイト CdM(→Tour→Das Grenzsystem)にも、タイトルも、図も、各設備名とその数値(距離など)も、全く同じ図解があ(以下 CdM 版とする)、そこにははっきりと 1984 年時点とあった。そこで今回は表 1 を CdM 版からの作成に

本誌本号の表紙写真は当時のこの場所を東西両方から見たものである。

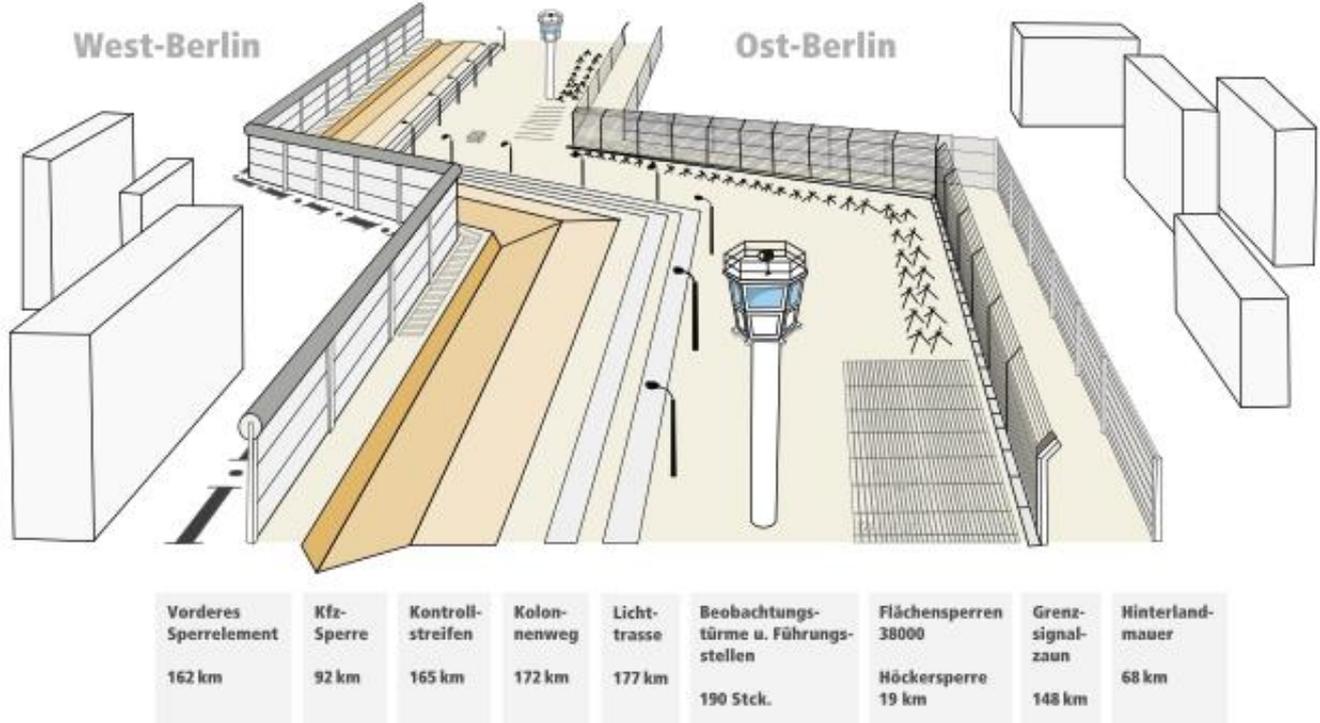
ドイツ語ウィキペディアの「East Side Gallery」にある1990年の写真を見ると、東独側から順に、後背地壁、警報フェンス(写真では倒れている)、車列通路、原っぱと照明塔、金属格子フェンス、川岸があり、全体の中は写真による目測

で少なくとも40mはあった。

脚注3のTourには「1988年ベルリン地区境界遮断設備」というPDFファイルがリンクされている(AZN 17130)。この図は、表1が利用した図とは明らかに異なる。

図2は、表1の出所にある図解(モノクロ)と同じ図解をカラー化したものである。

図2「ベルリン(西)との国境の先駆技術・警報技術整備の現状」(1984年)



(出所) https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Structure_of_Berlin_Wall-info-de.svg (著作権者による使用許可付き)

(注) <https://commons.wikimedia.org/wiki/File:2010-03-20-mauer-berlin-by-RalfR-03.jpg> にベルリン市政府都市建設局掲示板から撮影したモノクロの原図があり、図2はそれをカラー化した。左端が西ベルリンの、右端が東ベルリンの市街である。原図は本稿表1の出所にある原資料と同じである。この図の下部にあるドイツ語部分が本稿の表1に該当する(※列以外)。カラー化作者はこの図に「1980年代の西ベルリンの周りの国境設備の構造」という表題を付けが、この図2のタイトルは原図に従い、また年代を1984年とした(理由は脚注3参照)。

実は、対西独本土・対西ベルリンともに、東独国境とその設備については色々な数字がある。国境線の距離さえ異なることがあり、東独の文書間での差異さえある。表2はベルリンの壁の中身についての西ベルリン警察の情報である。

表2 西ベルリン警察情報(1989年7月31日時点)

| | |
|---------------------------|----------|
| 国境線 | 155.0km |
| うち東西ベルリン間 | 43.1km |
| 監視塔 | 302 |
| 掩蔽壕 | 20 |
| 警備犬走路(1968: 200) | 259 |
| 自動車阻止溝(1968: 85 km) | 105.5km |
| 警報付き国境フェンス(1968: 77.2 km) | 127.5 km |
| 車列通路(1968: 83.5 km) | 124.3 km |

(出所) <http://www.chronik-der-mauer.de/material/178759/die-berliner-mauer-stand-31-juli-1989>

(注) 東西ベルリン間以外の対西ベルリン国境は東独のポツダム県とブランクフルト県と接していた。壁建設以前にはポツダムに住み、西ベルリンを横切って東ベルリンに通勤する人も少なくなかったが、壁のせいで西ベルリンの外周を大きく迂回することになり、初の人工衛星になぞらえて「スプートニク」通勤と自嘲された。

ギョフロイら二人が越えようとした地点は、東ベルリン・トレプトウ区のブリッツァー分岐運河沿いにあり、その壁の構成を表3にまとめた。運河沿いのため国境壁はなく、「前方遮断要素」は金属格子フェンスであった。

表3 ギョフロイらが挑んだベルリンの壁

| | |
|---------------------|--------|
| [西ベルリン・ノイケルン市街] | 高さ等 |
| ブリッツァー分岐運河(国境) | |
| 傾斜した川岸 | |
| 金属格子フェンス | 高さ3m |
| [足跡]コントロール帯 | |
| 自動車遮断溝 | |
| 地面近くの針金ネット(平坦バリケード) | |
| 照明灯 | 25m 間隔 |
| 車列通路 | |
| 警報付き国境フェンス[GSZ] | 高さ2m |
| 後背地壁[内壁] | 高さ3.5m |
| [東ベルリン・トレプトウ市街] | |

(出所) ベルリン地裁一審判決(Marxen 2002:20f.)から作成。針金ネットは青木が付記。(注) 後背地壁とGSZの間が5m(後述の国境守備隊日報)ないし6.5m(同判決)、警報フェンスと金属格子フェンスの間が36m(同判決)。

3. ギョフロイ事件現場のベルリンの壁の構成

表 3 のうち逃走妨害用の「地面近くに張った針金ネット」は、同判決の壁地帯の構成の説明(表 3 出所)にはない。ところが同判決には、二人が車列通路や照明塔を横切ったあとに、ガウディアンが針金ネットでつまずいて倒れたとある(Marxen 2002:21)ので、ここに平坦バリケードがあったことが分かった。

針金ネットは**表 1** の逃走妨害用の平坦バリケードであり、**図 2** では右下の地面に接した網目状の長方形に当たる。

Petersen (2018.02.05) はギュフロイらが越えようとした場所について、金属格子フェンスを「本来の壁の前の最後の障害」と言うが、ここに「本来の壁」(国境壁)はなかった。

4. ベルリンの壁での射撃関連死の年代史

ギュフロイはベルリンの壁における最後の死ではないが、最後の射殺であった。壁における国境兵の射撃による死亡は 74 人、逃亡未遂による死亡のうちのほぼ 3/4 にのぼる。うち大部分は射殺、残りは射撃による負傷後の致死である。そこであらかじめ、壁犠牲者数の推移を概観しておきたい。

死亡した犠牲者の数は、その定義によって異なる(青木 2018:脚注 30 参照)が、射撃関連死ははっきりしている。

ここでは、ベルリンの壁記念施設(Gedenkstätte Berliner Mauer)とポツダム現代史研究センター(Hertle ら)による 2017 年 8 月発表を取り上げる。

それによると、それまでよりもさらに少し増えて、合計 140 人である(Hertle 2017)。

Hertle (2009:502ff.) や Hertle (2011:125ff.) では、死者合計は 136 人であったから、その後 4 人増えた。うち東独国境守備隊兵士の死亡は 8 人と、変わらず、①相当の死が増えた。死亡状況説明にもわずかながら変動がある。

増えたのは、例えば、2013 年にシュタジ文書から発見された逃亡関連の溺死 1 人である(TSP 2014.02.05)。

140 人のうち東独国境兵 8 人を除く死亡 132 人について、死亡状況別に**表 4** を作成した。

表 4 の①は、その 132 人の年代別であり、②は、①のうちの逃亡未遂(東独用語では「逃亡の試み」)に関連した死亡、③は、②のうち射殺と射撃による負傷致死である。

表 4 によれば死者のうち 3/4 強が逃亡関連死であり、そのうちのほぼ 3/4 が射殺または射撃致死になる。

1989 年の射撃関連死 1 人がギュフロイである。事件当時彼は「壁における 78 人目の死者」(Spittmann 1989:243)と見られたが、現在の判明分では射撃関連死 74 人目、逃亡未遂死 100 人目に当たる。

東独国境兵の死亡 8 人の内訳は、1962 年 4 人、1963、1964、1968、1980 年各 1 人である。

そのうち脱走兵(うち 1 人は将校)による射殺 2 件、東独国境兵による誤射 2 件、西独警官の流れ弾 1 件、西独逃亡援助人による射殺 1 件、逃亡者による暴行死 1 件、逃亡警察官による射殺 1 件(逃亡警察官も射殺)とされている。

このうち誤射による死亡 2 件のうちの 1 件は、国境兵シュルツ(Egon Schultz, 21 才)である。彼は、壁の下に掘られたトンネルから 57 人が逃亡に成功した有名な「トンネル 57」事件の際に、同僚の誤射により死亡したと言われる。東独側は、犯人である西ベルリンの逃亡援助人による射殺と主張した。

表 4 ベルリンの壁における死者 132 人の内訳

| | ①死者 | ②うち逃亡未遂による死 | ③ ②のうち射撃関連死 |
|------|-----|-------------|-------------|
| 1961 | 12 | 11 | 5 |
| 1962 | 18 | 15 | 12 |
| 1963 | 9 | 8 | 7 |
| 1964 | 9 | 8 | 6 |
| 1965 | 12 | 8 | 6 |
| 1966 | 12 | 9 | 9 |
| 1967 | 2 | 2 | 2 |
| 1968 | 6 | 4 | 3 |
| 1969 | 3 | 3 | 3 |
| 1970 | 9 | 5 | 1 |
| 1971 | 4 | 1 | 1 |
| 1972 | 4 | 3 | 3 |
| 1973 | 5 | 4 | 2 |
| 1974 | 4 | 2 | 2 |
| 1975 | 4 | 2 | 2 |
| 1976 | 0 | 0 | 0 |
| 1977 | 2 | 2 | 1 |
| 1978 | 0 | 0 | 0 |
| 1979 | 1 | 0 | 0 |
| 1980 | 1 | 1 | 1 |
| 1981 | 4 | 3 | 1 |
| 1982 | 1 | 0 | 0 |
| 1983 | 1 | 1 | 1 |
| 1984 | 1 | 1 | 1 |
| 1985 | 0 | 0 | 0 |
| 1986 | 4 | 4 | 3 |
| 1987 | 1 | 1 | 1 |
| 1988 | 0 | 0 | 0 |
| 1989 | 3 | 3 | 1 |
| 合計 | 132 | 101 | 74 |

(出所)Hertle (2017) 掲載の死亡状況から該当者数を青木が抽出・集計。Hertle (2017a:4)も参照した。

(注)③の大部分は現場での射殺、残りは射撃による負傷後の致死。②のうち③以外の多くは水路逃亡の際の溺死であり、自殺や事故死もある。①のうち②以外は西ベルリンの逃亡援助人や、西または東からの逃亡目的外の国境地帯侵入者で、射殺が多い。

5. ギュフロイ射殺(1989年2月5日)の詳細

CSCE ウィーン会議最終文書採択(1989年1月15日)のわずか 3 週間後に、その合意からするとあり得ないし、あってはならない事件が起こった。

1989年2月5日の深夜に、ギュフロイが、友人ガウディアンとともに、東ベルリン・トレプトウ区のブリッツァー・アレー(Britzer Allee)付近からベルリンの壁を越え、当時国境線のあったブリッツァー分岐運河を泳いで西ベルリンへ逃亡しようとした。しかし彼は心臓を国境兵に撃ち抜かれて死亡し、同行したガウディアンは足を負傷した。

ブリッツァー・アレーは今、ギュフロイ・アレー(Chris

Gueffroy Allee)と改称され、この運河を越えて続く。2010年8月13日の改称式典にはギュフロイの親族ほか多数が出席した(Drescher 2017.11.18, Scholz 2010.07.12)。

東独国境守備隊の日報によると、二人は「悟られることなく、補助手段なしに、後背地確保壁を乗り越え、5m離れたGSZ[警報付き国境フェンス]を[5日]23:39に作動させた」。そのため「犯行現場の東200mと西300mの車列通路に投入されていたGP[国境歩哨]たちが二人を23:40に「拘束した」⁴。

この記録に射撃や負傷の言葉はない⁵。また、これと、裁判記録やシュタジの速報(12節)の間には違いがある。

ここにある東西500mという歩哨の範囲は、射撃に関与した2組の歩哨ペアの担当区域より広い。後述のガウディアン⁶の発言(5節末尾)には、拘束時に「12人」に囲まれたとある。拘束には近隣の歩哨たちや上官も駆けつけたのだろう。当時歩哨密度は表5のように定められていた。

表5 国境1km当たりの歩哨(1987年職務規則、人)

| ゲレンデ 種類 | 昼間 | | 夜間 | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 見通し 良好 | 区切り あり | 見通し 良好 | 区切り あり |
| 開放的 | 2-3 | 3-4 | 4-5 | 5-7 |
| 非開放的 | 4-6 | 6-8 | 8-10 | 10-12 |

(出所) Maurer 2015:186. 原資料は1987年の国境守備隊職務規則018/0/007(シュタジ第I局保管)。

国境守備隊日報のように拘束が23:40であれば、ギュフロイの死亡は23:45前後となる。というのは、拘束は射撃命中直後であり、下記判決によれば、彼は命中後数分で死亡したからである。

シュタジの速報(12節)では、西ベルリン警察は「射撃が認識されたあと23:44に」要員を現地に派遣したとあるから、上記とほぼ符合する。

ミールケの報告(13節)では、二人は23:46頃に搬出された。この時点ではおそらくギュフロイはすでに死亡していた。救急車による病院への搬送は日が変わってからである。

ギュフロイ事件についての1992年1月20日のベルリン地裁一審判決(以下一審判決)によれば、射撃に関与した国境歩哨は、当該国境区画警備の遅番(16:00-24:00)に就いていた第1国境中隊の2組の歩哨ペアAとBであった(Marxen 2002:20f.)。

この中隊はトレプトウに駐屯する第33国境連隊に所属した。国境守備隊には北部、南部、中央の3司令部があり、

ベルリンを管轄する中央司令部の兵員は表6のような構成であった。東ベルリンのトレプトウに第33、同パンコウに第35、同ルンメルスブルクに第36、ポツダム県に第34、38、42、44国境連隊が配置されていた(Neiber 60)。

表6 中央国境司令部の兵員構成(1989年3月、人)

| | |
|---------|-------|
| 将軍 | 1 |
| 将校 | 1276 |
| 士官候補生 | 353 |
| 職業下士官 | 746 |
| 期限付き下士官 | 1719 |
| 兵士 | 7199 |
| 予備兵 | 210 |
| 合計 | 11504 |

(出所) Neiber 60.

一審判決によれば、ギュフロイら二人の逃亡行動範囲(図1の紫色の横線)のうち、運河に向かって左端が歩哨ペアAの、右端がBの配置箇所であった⁶。

ペアAの歩哨長S.は道路「16通り」(図1の小さい楕円内にあるStr.16)に接する地点付近で立哨し、その部下K.はそこから右へ75m地点と175m地点の間を往復警戒することになっていた[一審判決には「175m」を往復するという表現もある]。

ペアBは、道路「ブリッツァー・アレー」(図1の大きい楕円内のBritzer Allee)が接する地点にある歩哨塔に配置され、歩哨長Sch.はその場から監視し、部下He.は塔から左方向(ペアAの持ち場方向)へ約150mの往復見回りをしていた。

これらの歩哨4人のうち3人は、「自動小銃Kalaschnikow Kal. 7.62」と30発の弾倉を携行していた。しかし、病後の事情で重いものを持ってないペアB歩哨長Sch.のみは、拳銃「マカロフ」(PM)を所持していた。[この自動小銃は、ソ連の有名なカラシニコフAK-47の東独製造であるMPi-Kのことであり、歩哨は通常全員がこれを装備していた。]

やはり一審判決によると、事件は次のように経過した(Marxen 2002:20ff.) (逃亡計画立案までの経緯は9節参照)：

ギュフロイとガウディアン⁶の二人は当日の昼間にバウムシューレン橋[図1の⇒のすぐ左の運河上の橋]から、再度国境地帯の設備と歩哨の動きを観察し、21:00頃に国境地帯へ行った。ブリッツァー・アレーと16通りの間にある小菜園地帯⁷を通り抜けて後背地壁

⁴ 国境守備隊日報(Tagesmeldung Nr. 035-036/89, GVS-Nr. G/739 022:3, in: Filmer 1991:61)。これは氏名や住所、生年月日も黒塗りにされていない。

⁵ Filmer(1991:62ff.)にはギュフロイの母カリンへの、彼女が何を知ることができ、何を知り得なかったか、また母としての告発などについてのインタビューの記録もある。インタビュー日時やインタビューの記載がない。「ドイツ司法に何を期待するか」と聞かれているから、彼女による東独検事総長への事件告発(1990年2月12日)のあとであり、まだ彼女は「文書が発見されたが、私自身はそれを見ていない」時点である。裁判記録などに照らすと、経緯についての彼女の知識は必ずしも正確ではない。例えば、この国境区画に以前は自動射撃装置があったとか、二人を「8~10人を取り囲んで」射撃したなどである。

⁶ 以下ではMarxen(2002)と同様に歩哨を姓のイニシャル表記とするが、森(2005)のように名のみ記す場合もあるので、当時の裁判報道のように実名を記すと、S.はPeter Schmett、K.はAndreas Kühnpast、Sch.はMike Schmidt、He.はIngo Heinrichである。

⁷ 彼らを通り抜けた小菜園地帯の名をBaron[2018]は「ハーモニー」と「無憂」(Sorgenfrei、サンスーシ)、Goldmann(2014.02.05)はこれらに「悠々」(Gemütlichkeit)を加える。Kellerhoff(2009.02.05)やシュタジ速報(12節)は「ニフトコ林」と言う。彼らを通り抜けた小菜園地帯小道の写真がDecker(2009.02.05)にある。小菜園(Kleingarten)はいわゆるシュレーパー菜園であり、東独でも盛んであった。

まで進み、身を隠して様子を見、23:30 頃行動を開始した。

二人は、ロープの先に鉤をくくりつけた自作の「投げ錨」を2つ用意し、それを利用して後背地壁(内壁)を乗り越え、6.5m[上記国境守備隊日報では5m]先の警報付きフェンスも乗り越えた。

その際「赤と緑が点滅する回転照明(いわゆるディスコ照明)の形の光のアラーム並びに音響アラーム」が作動した。しかし二人は、36m 先の最後の遮断要素たる金属格子フェンス目がけて走り続けた。

Kは、「通話場所」でSから交代要員の到着を告げられたので、アラーム作動時には、Sの方へ戻るため車列通路の上にて、Sからは約20m 離れていた。

Kと歩哨ペアBのSch・Heとの距離は200-250mであった。

[通話場所(Sprechstelle)は電話機が置かれた場所を指し、ここでは歩哨間のインターホン方式通話だろう。一審判決によれば、通話場所はSの立哨地点と歩哨塔近くにあったが、この通話によれば、それらの中間地点にもあったことになる。]

Kが光アラーム作動に気付いた時、逃亡者たちはKから100-150m離れた地点を、最後の国境フェンスの方へ走っていた[後述から判断するとほぼ100m]。同時にSもそれに気付いた。

彼ら(歩哨ペアA)は逃亡者たちに、「2回大声で、止まれ!動くな!」と叫んで警告した。同時に「さもないければ撃たれるだろうとも付け加えたかもしれない」。「ここに「かもしれない」とあるのは、被告側のこの言い分について一審判決が、確証はないが、その可能性がある」と判断したことを示している。]

しかし逃亡者二人は「よびかけ警告に反応しないで、さらに最後の国境フェンス[金属格子フェンス]に向かって走った」ので、射撃開始となった。

ペアAの歩哨長Sが「少なくとも100m以上」の距離から、逃亡阻止のため「足の方向を狙い…[単発射撃モードで]1発ずつ合計6発撃った」。命中したかどうか不明であった。二人は射撃回避のため「フェンスに沿ってさらに右へ[=東方向へ]走った」。

[これによれば、警告射撃ではなく呼びかけ警告後に、「狙い定めた射撃」をおこなった。呼びかけが二人に聞こえたかどうかは、判決に書かれていない。東独国境法第27条第3項には、「すぐ目の危険」の場合以外には、「原則として」火器使用を「呼びかけまたは警告射撃」によって予告するとあった(15節(4)参照)。ペアAは「原則」を守ったことになる。同第5項には「できるだけ人命が損なわれるべきではない」とあり、Sが足を狙ったのはそれに合致していた。]

ペアAの歩哨Kも単発射撃をしようとしたが、レバーが連続射撃モードであることに気付かず、下方向に連続射撃した。これも、「命中したことは公判では確認され得なかった」。

[後述(8節)のように国境守備隊長バウムガルテンが過剰射撃を避けるために、「単発射撃に設定」せよと指示したにもかかわらず、連続射撃モードに設定されていたのは、末端兵士たるKの選択ではなく、上官の指示によるに違いない。]

その間にKと逃亡者との距離は125mに広がった。ペアBは[24時予定の]交代のため塔から離れよう

としている時に事件が起こり、射撃音の方向へ走り、すぐ逃亡者二人を見つけた。

金属格子フェンスを越える際に二人は、まず投げ錨の試みを失敗し、「強盗はしご」(Räuberleiter)、つまり踏み台の役をする1人(ギュフロイ)がフェンスを背に身体の前に手を組み、もう1人(ガウディアン)がその手を足場にして乗り越えようとする方法を取った。これにも一度失敗し、フェンス沿いをさらにペアBの方向[東]へ走ったあと、再度の試みで、ガウディアンが両手で「金属格子フェンスの一番上の縁を握った」。その時、ペアBが射撃に参入した。

ペアBの歩哨Heからフェンスへの垂線の距離は36m、垂線が接するフェンスの位置(垂線の足)とギュフロイら二人の位置の間は10-15mであった。

一審判決は、前者を長辺、後者を短辺とする直角三角形の斜辺が二人とHeの間の距離[従って射撃距離]に当たると考えた。その結果を39mとした。

[これは短辺を15mとした計算であり、短辺を10mとすると、37m少々である。]

この距離からまず歩哨長Schが拳銃で狙ったが撃たずに、Heに「早く撃て!」と命じた。その際、照明塔の明かりに加えて、対岸である西ベルリン側のヤーコブス・コーヒー工場の明かりもあって十分明るかった。[だから狙い定めは容易であったと一審判決は見る]。

Heはギュフロイの足[くるぶしから下の意味]を狙って単発射撃2発を撃ち、うち1発が右足に命中した。

しかしギュフロイが倒れなかったので、第3発を上半身目がけ、致命傷を与えることを覚悟の上で、撃った。これが心臓を貫き、「ギュフロイは致命傷を得て、数分後に心臓射撃の結果、まだ犯行現場で死亡した」。「数分後死亡は、6日に死体を解剖した法医学研究所長の法廷証言であった(taz 1991.09.20)。」

ガウディアンは足の負傷であった。[これがどの弾丸によるかは判決にない。Heの最初の2発は地面近く、ギュフロイのくるぶし以下、従って地面近くに向けられたから、Heの第3発以外にあり得ず、後述のようにそれがガウディアンの足に貫通銃創を与え、そのままギュフロイの心臓も貫いたと考えられる。]

命中後すぐ二人は拘束された。ガウディアンは個人特定を困難にするために、拘束直前に自分の身分証明書書をフェンスの向こう側へ投げ捨てた。それは、出国申請中の義父の出国を危くしないためでもあった。

[シュタジ速報(12節)によればギュフロイ同様に彼も独身だったので、義父とは、母の再婚相手だろう。後述(10節・13節)のように彼の父=母の元の夫はすでに西ベルリンへ移住していた。]

歩哨たちは二人を、西ベルリンから見えないように一旦自動車遮断溝に隠したあと、軍用ジープ型のトラバントで後背地へ搬送し、そこで国境守備隊所属の医師がギュフロイの死亡を確認した(午前0:15頃)。

その後国境守備隊の救急車で人民警察病院に運ばれ、そこでも医師がギュフロイの死亡を確認した。ガウディアンには、ギュフロイが重傷としか知らされなかった。

[人民警察病院はインヴァリデン検問所やショッセー通り検問所の近くにあり、現在はドイツ連邦軍の病院である。]

病院でのレントゲン検査により、ガウディアンの足の

傷は「貫通銃創」だが、皮膚だけで、骨に達しなかったことが分かった。彼は治療後すぐに、「シュタジによる尋問のためにカイベル通りへ運ばれ、そこですぐに尋問された」。

〔アレキサンダー広場近くのカイベル通りには人民警察本部があった。その7階にシュタジが尋問も行なう拠点があり、シュタジと警察は「緊密に協力していた」。この本部には「216人まで」収容可能で、「DDR最強・最新の拘留施設の1つ」もあった(Strauß 2014.09.05)。DDRは東独のドイツ語略称。〕

「ガウディアンの治療中に」シュタジが病院に来て、ギュフロイの遺体を「隔離可能な部屋」に移させ、その死亡診断書を「心臓貫通銃創」から「心筋断裂」に書き換えさせ、ガウディアンの治療記録も隠蔽した。

歩哨ペアA・Bは、二人の搬送が終わると、「出来事によって打ちひしがれふさぎ込んだ」し、弾丸の残りを数えろと言われても「あまりに気持ちがかき乱されて」不可能であった。

そのため、上官である中隊長ファビアン(Ronald Fabian)と〔中央国境司令部第33国境連隊〕司令官シュルツェ(Walter Schulze)が弾丸残数から発砲数を数えた。その結果、自動小銃の使用はKが12発、Sが6発、Heが3発であった。

〔以上では発砲21発、うち命中2発であるが、Goldmann(2014.02.05)は発砲22発、命中1発と言ひ、Decker(2009.02.05)は「ギュフロイには10発が命中」と言う。「10発」は後述の西ベルリンからの目撃情報にあるだけで、しかも「命中」とは言われていない。〕

歩哨4人はすぐに中隊長ファビアンや連隊長シュルツェに称賛され、のちに2~3日の特別休暇、表彰状、国境守備隊功労章、賞与150東独マルクを与えられた。その上Heは一等兵に昇進した(Marxen 2002:25f.; Grafe 2002:343)。

しかし、一審判決によれば、どの被告も、恥と感じて、公の場で勲章を付けることはなかった。またこの事件と〔事件直後に行なわれた〕彼らの配置換えの理由についての沈黙がシュタジによって義務づけられた(Marxen 2002:26)。

ギュフロイの母カリンは「のちに」当局から息子の死亡証明書を受け取ったが、そこには死亡原因も死亡場所も記載がなく、「1989年2月6日午前0:20ベルリン中央区で死亡」とのみあった(Ritter 2001:96)。病院のある中央区で死亡となっている。「のちに」がいつかは記されていない。

母カリンの話しでは死亡証明書には「9:20」死亡とあった(Filmer 1991:63)とも言う。

ガウディアンは、ベルリン・パンコウ区裁判所により不法越境未遂の重大ケース(東独刑法213条)として3年の自由刑となり(1989年5月24日判決、同6月1日確定)、同年10月17日まで服役後、西独政府によって自由買いされた(Marxen 2002:28)。

ガウディアンは、東独の体制転換後に事件についてインタビューに答えた⁸。彼の主な主張は、二人が最後のフェンスを背にして〔非武装で〕立っていたのだから、射撃なしに逮捕可能な状況であったことと、乱暴な扱いを受けたことで

ある。

23:55頃、「12人の国境兵が彼ら〔射撃された二人〕の前に半円形に立った」、その時「ギュフロイは重症で意識がないと思った」。二人は国境兵たちによって「深さ1.5メートルの穴に乱暴に突き落とされた」。〔これは一審判決の言う自動車遮断溝への隠蔽を指す〕。

「10分後に軍用ジープ型のトラバントが来て、彼らをそこに投げ入れ、国境設備から出た。彼らは投げ落とされ、頭に毛布が被された。ギュフロイは今やガウディアンから10-15メートル離れて横たわっていた。ガウディアンは友人がまだ生きていのかどうか分からなかった。彼〔ガウディアン〕自身は足を撃たれていた。

彼はいつ救急車が来るか質問した。同年齢の国境兵が答えとして彼の方へたばこの吸い殻を投げ、それが彼の顔のすぐ前に落ちた。

1台の救急車によって彼らは深夜の町を横切ってベルリン北部のシャルンホルスト通りの警察病院へ運ばれた。運ばれる間は救急医療措置が全くなされなかった。彼らが〔病院に〕到着したのは午前1時だった(Ritter 2001:96f.)。

一審判決には、逮捕の際に、歩哨長Sch.がガウディアンを、「動くとき撃ち殺す」と拳銃で脅し、「ブタ野郎」などとののしったとある(Marxen 2002:24)。

6. 判決の意味

母カリンは、壁開放から3ヵ月、1990年2月12日に事件を東独検事総長に告発し、狙撃した4人を被告とする裁判が両独統一後にベルリン地裁で始まった。

1992年1月20日に同地裁一審は、歩哨ペアBの歩哨He.を殺人罪で3年半の自由刑、歩哨ペアAの歩哨K.を殺人未遂等で執行猶予付き2年の自由刑、両歩哨ペアの歩哨長Sch.とS.を無罪とした。

有罪判決の二人と検察の双方が上告したところ、連邦最高裁(BGH)は1992年3月25日に、歩哨たちは軍のヒエラルヒーの最下位であり、有罪とされた被告は「ある意味で国境体制の犠牲者でもあった」ことなどの考慮が不十分との理由で、K.を無罪とし、He.とSch.について差し戻した。ベルリン地裁の再審は1994年3月14日に、He.を執行猶予付き自由刑2年、Sch.を無罪とした(Marxen 2002:5:71;85:89, Baron [2018])。

結局被告4人のうち有罪は命中射撃をしたHe.のみ、それも執行猶予付きで、実刑はなかった。

但しのちに、中隊長ファビアンは2000年12月15日ベルリン地裁でギュフロイ故殺教唆により有罪(但し東独刑法第5条による刑免除)、連邦最高裁でも翌年有罪確定。連隊長シュルツェは国外逃亡で裁判が延期されたが、結局2000年8月21日ベルリン地裁で2年3ヵ月の有罪になった(Marxen 2002:25,Fn.5,6)。

「我々の部下であった兵士や下士官、将校たち」の刑事訴追を免除してほしい、代わって「我々が…責任を負う」。兵士の大部分は、「国境兵役に徴兵」され、「主権国家たるDDR」の法律と、上官の命令に従っていたにすぎない。

⁸ 彼へのインタビューを、従来東独支配党が束ねる「ブロック政

党」の1つであった東独CDUの機関紙Neue Zeit(1990年6月30日)が載せ、Ritter(2001:96f.)が引用した。

これは、元中将レオンハルト(Karl Leonhardt、訓練部門を中心に要職を歴任)ら 4 人の国境守備隊元将軍が連名で 1991 年 7 月 17 日にドイツ連邦議会に送った請願書の中にある(Frenkel 1991)。

東独「平和革命」の中心人物の一人牧師ショアレマー(Friedrich Schorlemmer)が、この請願を「単に見かけ上の責任取り」であり、「実際は相互免罪の試み」と非難し、兵にも責任があると批判したことを紹介しつつも、Frenkel (1991)は請願を評価し、裁判を見せしめ裁判と非難した。

バウムガルテンの法廷陳述によると、この請願の残る 3 人の筆名は、彼自身と、元中将ロレンツ(Günter Lorenz)、少将タイヒマン(Dieter Teichmann)であった。彼らは、ギュフロイ事件裁判についての報道を受けてすぐこの請願を連邦議会の議長と全議員あてに送ったが、「受け取り通知も回答も」なかった。約 6 週間後の「裁判開始数日前に」彼らが請願を公表したところ、このような実務的案件は連邦議会ではなく「ベルリン上級地裁」の所管であるとの回答を「間接的に」得たと言う(Baumgarten 1996)。

ちなみに請願を出した 4 人を含む 6 人が 1993 年 10 月 20 日に起訴され、1996 年 9 月 10 日のベルリン地裁判決により「DDR 逃亡者に犯した殺害並びに殺害未遂ないしその幫助の罪」でバウムガルテン 6 年半、レオンハルト 3 年 9 ヶ月、ロレンツとタイヒマン各 3 年 3 ヶ月の有罪となり、被告は上告したが、連邦最高裁が 1997 年 4 月 30 日に退けた。これは「国境守備隊裁判」と呼ばれる。バウムガルテンは上告中も逃亡の恐れゆえ拘留され、判決確定後収監、1997 年 10 月から「半自由拘禁」(Freigänger)〔昼間のみ外出と就業が自由〕、2000 年 3 月 15 日釈放、2000 年 4 月ベルリン市政府が元東独高官としては最初の恩赦を与えた(Marxen 2002:597, Müller-Enbergs 2010:77)。

将官たちは兵士に比べかなり重罰となった。これは上記の最高裁判決の言う「ヒエラルヒー」重視の反映である。

被告たちを告発した母カリンは告発後、おそらく裁判開始前に、「命令を引き合いに出す狙撃兵」をどう思うかと聞かれ、次のように語った:「それに答えることは私にとって簡単ではない。ただ、いつも命令を引き合いに出すことができるとは限らないと思うし、特にすでに 1989 年にはそうだ。私は、この命令[射撃命令]を拒否した多くの若い人々を知っている」、「彼らは後背地へ配置換えされた」、だから国境兵には選択肢があった(Filmer 1991:63)。従って、難しい問題だが、射撃命令を出した者だけではなくそれを実行した者にも責任がある、ということであった。

他方彼女は、息子をはじめとする壁逃亡の試みの意味について、東独という国家の終焉に寄与した、「この試みがなければ世界は注目してくれなかつたらうし」、「ライブチヒでのデモもなかつたらう」と語った(Filmer 同前)。

Baron [2018]や Petersen (2018.02.05)はこの裁判の意味を軽い刑罰の確定に見る:「その後のほぼすべての訴訟手続きが壁の狙撃兵の嫌疑を軽くしたこの判決に従う先例が形成された」。

他方、森(2005)はこの裁判の意味を、末端の警備兵を

有罪とする流れを作ったことと、同時に、軍のヒエラルヒー全体の責任を問うたことに見る:

「致命傷を与えた警備兵は殺人罪で有罪、という流れ」を作り、さらに連邦最高裁の言う「軍隊のヒエラルヒー」の責任も問うことになった⁹。

その後の国境死に関する東独国防評議会メンバー(同議長ホーネッカーを含む被告 6 人)の裁判に、ギュフロイの母カリンは「付帯訴訟の原告」となった。

その裁判でシュトレレッツ(Fritz Streletz、大将・国防評議会書記・国家人民軍参謀本部長)は 1992 年 12 月 14 日に法廷で次のように「声明」した(Ritter 2001:97):

「火器使用の目的は例外なく国境侵犯者の逮捕であり、決してその殺害ではなかった。(…)この関連で、以下の数字を想起することを許されたい:最近 10 年間つまり 1979 年から 1988 年までに 3600 人の国境侵犯者が逮捕された;その際 187 回火器が使用され、うち 30 ないし 40 回が狙い定めた射撃であった。これらの数字も、火器投入が例外であり、国境侵犯者を殺害することが直接命令されていたわけでは決していないこと、従っていわゆる射撃命令は決して存在しなかったことを証明している」¹⁰。

「狙い定めた射撃」は警告射撃と異なり、人体命中のための射撃を指す。

元中将レオンハルトによると、逮捕と狙い定めた射撃の数は同じだが、射撃は 167 回である(Frenkel 1991)。

この声明に対して Ritter (2001:97)は、シュトレレッツが有罪となったと反論し、彼は、「平時に人々を射撃することを若い国境兵たちに命令してはならないこと」、「これらの命令が存在し、DDR の火器使用諸規定は射殺も含み得たこと」、「直接の国境勤務の中では長年国境侵犯者の“絶滅”も許可されていたことを理解しなかった」と批判した。

「絶滅」についてはガルテンシュレーガー事件の裁判においてシュタジ側は「殺す」という意味ではないと反論した(青木 2018:4)。実際には明確に「殺す」意味での使用例がある(同:17)。

「射殺も含み得た」との批判には、「射殺はやむ得ない場合だけだ」との反論があった。現に東独の国境法第 27 条第 1 項に火器の「人への使用は他の手段・方法では成果が得られない場合に限る」、第 5 項に人命尊重とあった。

しかし国境法には同時にこの限定を緩和する条項が盛り込まれていた:現行犯やその疑いへの火器使用は正当とし、事前警告の必要はあくまで「原則として」にすぎず、若者や女性への射撃禁止も人命尊重も「できるだけ」という規定であった。児童への射撃ははっきり禁じたが、それも「見た目に児童の年齢」の場合だから、「児童には見えなかった」のであれば射撃可能であった(詳細は 15 節(4))。

その上、国境守備隊長自身が認めたように、現場では過剰射撃が横行し、ある国境連隊は逮捕の「60%以上」を火器使用によっていた(8 節参照)。これは短期間の一部隊の数字ではあるが、上記のシュトレレッツ声明にある火器使用率(187/3600=5%)とは差がありすぎる。

察を示している。

¹⁰ この裁判についての森(2005:第 5 章)の説明の中でこの声明の骨子も紹介されている(同前:98)。

⁹ 本稿は判決を事実究明手段の 1 つとして利用しているが、森(2005)は統一ドイツ司法による対東独裁判の是非の考察に主眼がある。その際、著者は独自に弁護側や検察側、その他の関係者へのインタビューや法廷傍聴の中での重要な考

現場が計画課題(過剰射撃回避)に沿った実績報告をした可能性がある。

Rummler(2000:180f.)は、ギョフロイ事件判決は「訓練がいかに意識的に不十分、そしていかに計算づくに示唆的であったかを明らかにしている」と言う。

つまり、兵たちは単発射撃か連続射撃かという射撃方法や射撃の的について説明されず、ただ「いかなる場合も国境突破は防止しなければならない」ことと、「必要な場合には最後の手段として」火器使用とが強調された。以前と異なり、あからさまに「殺せ」とは言われないが、射殺が「間接的に要求された」と言う。

もっとも、Rummler(同前)は、判決では「足のみを撃つ、ないしは逃亡不能に撃つこと」も確認されていると注記しているので、彼の上記の意味づけは相対的である。

森(2005:128-129)によると、ギョフロイ事件の法廷で、「ペーターは、警備兵たちは“射撃命令を実行しなかったら、監獄に入れられる”という圧力を感じていたと語った」。

ペーターはペア A の歩哨長 S.である。圧力による射撃だから戦功という誇りは無く、功労章を付けることもしなかったのだろう。

そういう圧力が実在したとすれば、圧力はなぜ、誰が、どのように仕組み、どのように存在したのかが問題になる。そこで、次節で現場の実情の一端を垣間見ようと思う。

7. 少尉ハンフの法廷証言と弁護人の陳述

上が 10 を命令すると、中間職が出世や降格回避のためにその達成・超過達成を目指して、下にそれ以上のノルマを課す。これはどこでもあり得るが、国境守備隊にもあったらしい。

ギョフロイ事件の裁判を追っていた taz は、同法廷での少尉の証言と弁護人の陳述に基づき、中間職である現場の将校ないし下士官の「功名心」と射撃命令の関係をとり上げた(taz 1991.09.26, 同 1991.10.01, 同 1991.10.11)。

それは 1991 年 9 月 25 日の法廷であった。証言は現場に配属されていた少尉ハンフ(Alexander Hanf)、陳述は被告 Sch.の弁護士アイゼンベルク(Johannes Eisenberg)が行なった。

ハンフは事件当時、第 33 国境連隊第 1 中隊の小隊長であった(Marxen 2002:34f.)。被告の歩哨たちと同じ中隊であった。

ハンフ証言は、(1)ホーネッカーが 1988 年 12 月に国境での射撃を制限する命令(以下単に制限命令)を出したが、(2)現場の将校・下士官がこの命令をすり抜けようとしたと言う。(3)弁護人陳述は上官による部下への強い圧力の具体例を示して、(2)を補強した(以下は上記 taz による)：

(1)ホーネッカーの射撃制限命令(1988年12月)

制限命令によれば、国境逃亡者への射撃は「脱走兵の場合、守備隊兵士の身体と生命の危険がある場合、重技術による攻撃の場合」という 3 つの場合に限られた。[重技術による攻撃とはトラックでの突入などを指す。]

これに対して 1989 年 4 月 3 日発令の射撃停止命令(以下単に停止命令)は、射撃を国境兵の「身体や生命が危険に晒される場合」のみに限った(HAI 5753:Bl.3)。

しかし制限命令と停止命令の間に実質的な違いは殆ど

ない(15 節(3)参照)

制限命令であっても、従来の火器使用規則(国境法など)に比べると、大幅な制限であった(詳しくは 15 節(4)参照)。

この時期にホーネッカーが制限命令を出す動機があった。CSCE ウィーン会議が最終盤にあり、1988 年 12 月にゴルバチョフの代理がホーネッカーを訪れて、「ソ連は DDR の異議申し立てにもうこれ以上配慮しない」と通告し、最終文書の内容がほぼ固まったからである。東独の異議申し立て分野は「国境の出入り、自国通貨への最低交換義務、言論・情報源へのアクセスなど」であった(Voß 1993、青木 2018b:9-10)。

重要な国家行事のような「特別の場合」には、火器使用の制限があった(詳細は 9 節)。これはあくまで行事期間に限るものである。少尉であるハンフが、しかも法廷の場で、それと制限命令を混同したということは考えられない。

「1988 年 12 月」について年表(Chronik Dez. 1988)を見ると、1988 年 12 月 7-9 日にユーゴスラビアの国家元首相当の幹部会議長ディズダレヴィッチ(Raif Dizdarevic)が東ベルリンを「公式友好訪問」し、ホーネッカーとの間で「長期経済協力プログラム」に署名した。これが「特別の場合」扱いになったかどうか分からないが、そうであっても、翌年 1 月のスウェーデン首相訪問の場合と同様に、射撃命令の制限にとっては一過性であり、ハンフ証言の言う制限命令とは、全く別のことであった。

制限命令が現場に徹底され、順守されていれば、ギョフロイらは射撃対象外であり、ギョフロイ射殺がなければ、東独政府が西独政府によって CSCE ウィーン会議最終文書違反として告発されるという事態も起こらなかった。

また、制限命令が事実なら、時期の一致ゆえに、ギョフロイらが得た後述のチューリンゲン情報は、制限命令を指していた可能性がある。言い換えると、この情報が制限命令の存在を裏付けている可能性がある。だからこの証言はきわめて重要である。

しかし射撃命令や停止命令に関する研究や報道は多いが、制限命令やそれに関するこの証言は取り上げられていない。一審判決も「特別の場合」の射撃制限には度々言及するが、この制限命令には言及していない。

そこで、私はその存在の傍証を提起したい(15 節(5))。

(2)昇進圧力による制限命令すり抜け策

ハンフの証言によると、ギョフロイらが逃亡しようとした国境区画では逃亡成功が増えていたために、[制限命令にもかかわらず]「将校や下士官たちが射撃命令をひそかに再び尖鋭化させた」。彼らが昇進の危機を覚えたからだと言う。

彼らは兵士に、逃亡者が「2 人の場合は[兵士にとって]身体と生命の危険があるのだ」と言い聞かせた。さらに 1 人だけの場合も「お前らは影を見た、お前らが彼らをほかの方法では捕らえられないなら、撃て！」と命じた[2 人だと見たことにする]。要するに、すべて危険があると解釈して「撃て！」という指示であった。

ハンフが言うには、将校・下士官にとって逃亡阻止による「昇進」が肝要であった。彼はその一例として、逃亡阻止が「ほかの方法で不可能なら、逃げられないように撃つこと」を兵士に「いつも薦めていた」下士官ハプケが、「ポツダムの地位の高い警察官」に昇進したことを挙げる。

[ギョフロイを射殺した He.が一等兵に昇進した。彼ら徴

兵による兵士には職業軍人のような功名心はなかったと思われる。しかし彼の昇進を見た将校・下士官たちは、制限命令にもかかわらず、やはり射撃が出世の道だと思っただろう。]

(3) 「監獄に入れられる」という圧力の具体例

以上は昇進圧力であって、上記の「監獄に入れられる」という圧力を直截に示すものではない。弁護人がその驚くべき具体例を法廷で陳述した。

被告 Sch. の弁護人アイゼンベルクは、第 33 国境連隊司令官であり、この裁判の「最後の証人」シュルツェに対して、被告らに射撃圧力を掛けたと迫った。[シュルツェがのちの裁判で有罪になったことは前述(6 節)。]

弁護人の陳述によると、ギュフロイらが逃亡しようとした国境区画では 1988 年 4 月 19 日に 2 人の男が、17 発の単発射撃にもかかわらず逃亡に成功した。発砲した歩哨は Sch. ともう 1 人の歩哨ペアであった。

シュルツェは 2 人も逃亡したことに怒り、逃亡成功の数日後に 700 人の連隊員を連隊の映画ホールに集め、この歩哨ペアの糾弾大会を開催した。このペアには「拘禁服」のような「黒いドリル織り」が着せられた。舞台上のシュルツェと連隊司令官代理 8 人が裁判官役として 2 時間、ペアを尋問し、フロアの連隊員たちは「信じがたい職務違反だ！ だらしがない！」などとののしった。そのあとペアは降格となり、拘禁所に連行されたと弁護人は言う。

これに対してシュルツェは、記憶が無いと言いつつ、糾弾大会はなかった、問題は射撃が命中しなかったことではなく、このペアが「ぼんやり立っておしゃべりをしていた」ことだと答えた。

しかし弁護人が守備隊内の規律強化と「階級任務」遂行などを求めるテレックス(1988 年)を提示すると、「いやいやながらシュルツェは、このテレックス受信後に国境兵への圧力を強め、規律が「引き締め」られたことを認めた。

弁護人が言う糾弾劇はおそらく Sch. やその際のペア相手などからの情報であるが、この記事だけではその全体が真実かどうかを確定することはできない。しかしシュルツェ自身も、「階級任務」遂行のため「国境兵への圧力を強め」、「規律」を強化したと認めた。

テレックスの送信者・日付が記されていないが、糾弾大会以前である。「階級任務」あるいは「階級義務」という言葉は、下記(8 節)の国境守備隊長バウムガルテンの言葉にもあるように、国境守備隊では逃亡阻止のための断固たる火器使用を意味した。

但しシュタジ資料に基づいてこの逃亡を紹介した CdM (1988.04.19)によると、逃亡は 1 人、発砲は 18 発である。逃亡は上記の小菜園「無憂」(脚注 7 参照)の近くからノイケルンへであったから、ギュフロイ事件の現場に近い。彼は仕事(ビル清掃)で使う窓ふき用のはしごを使って後背地壁も警報付きフェンスも越えた。しかしアラームは作動した。シュタジは、取り逃がした歩哨ペアについて、「政治的に信用できない」という情報はないが、「火器の素早く正確な使用があればこの国境突破は防止され得た」ため、シュタジの監視下に置いた。

Sch. がギュフロイ事件の際に He. に「早く撃て！」と命じた背景には、逃亡阻止失敗の際の上官からの上記のような強い糾弾の経験があったのだろう。Sch. 自身は、これも上

記のように、病後の事情でカラシニコフを携えていなかったから自分は撃てず、He. に命じた。

同様の論点を森(2005)の「第 7 章 中間にいた者の責任」が取り上げた。著者自身によるインタビューの中で、壁のポツダムの区画を指揮した元大佐が、「士官たちが公式な指令とは違うことを、兵士たちに告げたことは、あるかもしれない」と答えた。

この答えを著者は、「殺してもよいから逃亡を阻止しろという非公式な命令」をしたと解釈した。士官たちは、逃亡阻止に失敗すれば「自分の責任を問われ、軍隊内の昇進をふいにする恐れがあった」から、そのように命じたと見る。

「警備兵をつき動かしたのは、明文化された規則ではなく、軍の現場で通用していた常識」「空気」であり、「この常識によれば、逃亡を阻止するために、上体を撃ち殺してしまっても、とがめられることはない。逆に、人命尊重のあまり、逃亡者をとり逃がしてしまったならば、何らかの形で、現場の責任が問われかねなかった。「この常識を作り出し、支えていたのは、士官たちだった」。

この常識は「国家から推奨されたわけではない。しかし、指弾も受けなかった」。それどころか国家は「その功を贅えた」(同前:138-143)。

この考察は、ハンフの法廷証言や弁護人の法廷陳述と符合する。

ちなみに、国境守備隊の命令伝達経路は、政治局→国防評議会→国防相→国境守備隊長→中央・北部・南部各国境司令部司令官→国境連隊司令官→大隊司令官→中隊長→小隊長→分隊長→歩哨、であった(出所 Rummel 2000:131)。

邦訳のある Wolfrum (2009:69ff., J:110-111)にも、1960 年代のことであるが、事例紹介がある。国境兵が国境侵犯者に命中しなかった場合でも弾倉を撃ちつくしていれば責任が軽くなる; 子どもを撃ってはならないとはいえ上官が夜間には子どもと大人とを区別しえないことを指摘した; 警告なしに狙撃すべきだという上官がいた; 射撃訓練では逃亡者の胸を狙えと言われた、などである。

以上の問題は、西独官民が長年、そして両独統一後も追及してきたいわゆる「射撃命令」問題に関わっている。それについては別稿を予定している。

8. 過剰射撃: 国境守備隊長バウムガルテンの悩み

東独では初めての国境法(Gesetz über die Staatsgrenze, 略称 Grenzgesetz)が、1982 年 3 月 25 日に制定され、同年 5 月 1 日に発効した。その第 27 条が火器使用を規定した。5 項から成るその内容は 15 節(4)参照。

当時もその後も国境守備隊長はバウムガルテンであり、彼は国防相代理も兼務した(1979 年 8 月 1 日-1989 年 12 月 31 日)。

彼は 1982 年 7 月 9 日に、幹部による「職務協議会」を開催した。その際の彼の報告は、火器使用を「階級義務」と位置づけつつも、発効したばかりの国境法に基づいて、過剰射撃をやめさせることに主眼があった。

その報告(Baumgarten 1982)の要旨は:

不必要な射撃の「あまりに多くの例」があり、必要以上に激しい射撃も「しばしば」なされ、連続射撃モードが乱用され、「一群」の人命を損なう射撃がある。これらは大きな「政

治的損害」をもたらしている。〔本稿ではこれらを過剰射撃と呼ぶ。〕

「国境法実施において、火器使用についての第 27 条の諸規定を末端の兵士にまで明確にさせ、意識させることに、我々はまだ成功していない」。

一方では「必要かつ理由のある火器使用を控えるという現象」と、他方では「火器が軽はずみや軽率に使用される現象」がある〔と言いつつ、後者のみが論じられる〕。

「軽はずみな、ないしは目的に合致しない火器使用によって我々に生じる政治的損害は大きい」。

国境法制定後の「3～4 ヶ月に火器使用の発展傾向が見えてきた」。その傾向は、第 27 条についての隊員の認識の不十分さを証明し、「再度、すべての火器使用規定、特に国境法第 27 条の規定の断固とした順守」を徹底する必要性を示している。

「一定の条件のもとでは断固として火器を使用することが国境守備隊員全員にとって革命的な階級義務であることを誰もが知っている」。

だが同時に、「火器使用を法律に定めることは火器使用の際の責任の向上を必要とすることについても、我々ははっきりと認識しなければならない。この責任は、武器を使用する国境歩哨だけではなく、訓練と政治的教育に責任があるすべての下士官と将校が負っている」。

例えば〔対西独本土国境に配置の〕第 15 国境連隊は、最近半年間に「国境侵犯者」の 60%以上を火器使用のみによって逮捕したように、「国境法の関心事全体についての対応の不十分さが証明されている」。

「はっきり言って第 27 条第 1 項と原則は新しいものではない。火器使用は人に対する暴力使用の最後の措置である。〔にもかかわらず〕この原則がまだどこでも実現されているというわけではない」。

〔しかし、第 27 条第 2～5 項には「この原則」を緩和する規定が多く、それらが火器の拡大使用を可能にしていた。〕

「結局は火器を使用しなくてよいように、状況に応じて適用するように、どの国境兵をも教育することに我々はまだ成功していない」。「あまりに多くの例が、一連の根拠のない火器使用ケースの存在を証明している」。これらのケースは、「状況の正しい判断や目的に合った戦術行動」および第 27 条の理解があれば、「防止され得たであろう」。

「克服すべきもう 1 つの重点」は、必要性があつて火器を使用する場合に、「しばしばあまりに多く、かつあまりに“激しく”射撃される」ことである。

第 27 条第 3 項は警告射撃を求めているが、それが「警告連続射撃」となり、「狙い定めた射撃も原則的に連続射撃の形でなされることが観察され得る」〔カラシニコフは単発射撃と連続射撃のモード選択が可能〕。

こうしたことは職務規則の理解不十分とともに、射撃能力や武器への信頼の「欠如をうかがわせる」。「まさに国境の現在の状況の中では、〔射撃が〕必要な場合には第 1 発で命中させるということが肝要でなければならない。だから、武器使用が必要な際には、MPi〔カラシニコフ自動小銃〕はまずは単発射撃に設定され、必要な警告射撃も狙い定め

た射撃も単発射撃として行なわれるべき」である。

〔この報告の掲載にあたり、ウェブサイト CdM は、一発必中を煽ることがこの報告の主眼であるかのように、「第 1 発で命中させる…」という言葉を見出しに使った。一発必殺という印象を与えようとしたようにも見える。しかしこの見出しは内容を代表せず、適切ではない。文脈全体は連続射撃モードを使うなという内容である。また、下記に明らかなように、一発必中は一発必殺の意味では使われていない。全体の趣旨は過剰射撃の防止であった。〕

「政治的損害を増加させるところの目的に合わない火器使用の更なる一群は、火器使用の際には人命を大事に扱うべきであるという第 27 条第 5 項の要求が実現されていないことである」。

第 5 項に沿うためには「狙い定めた射撃は、当該人物の運動の自由が阻まれるように、彼らが攻撃・逃亡不能」となるようになされねばならない。

そのために、「国境確保の際の…最後の措置としての火器の正当な根拠がありかつ正しい使用は、わが国境歩哨の訓練と教育のもっとも重要な問題の 1 つであるし、そうあり続ける」。

守備隊内の「教育施設の司令官たちは、国境法第 27 条の諸要求と火器使用についてのそれに応じた訓練文書」を徹底し、「将校と下士官たちに彼らの将来的責任に応じてそうした認識が伝えられることを確保しなければならない」。

要旨は以上である。

くどいほどの彼の強調にもかかわらず、国境法運用の実際には、ギョフロイ裁判や国境守備隊裁判などの壁裁判が示したように、過剰射撃禁止、なかでも重要な人命尊重が実現されなかった。単発射撃にせよという誤解・誤用の余地のない指示さえ徹底され得なかった。

なぜか。その理由は、逃亡阻止を国家存亡に関わる至上命題(「階級義務」と位置づけ、そのための徹底した隊内教育・訓練が行なわれたことと、ギョフロイ事件のような過剰射撃であっても表彰と褒美、昇進が与えられたという実績である。「過ぎたる」は良しとされ、「及ばざる」は譴責、糾弾的になった。その結果がハンプ証言や弁護士陳述にある現場の状況であった。その状況を生んだのは士官の一般的な昇進動機だけではなく、一方でのアメ(表彰・昇進)と、他方でのムチ(譴責・糾弾・降格)の存在であった。

東独経済にも多少のアメはあつたが、一般労働者には解雇・倒産というムチはなく、欠勤率が問題であった。市場経済の足音がすると、欠勤率は下がった。人はアメとムチとセットになるほうが強く刺激されるのだろう。

9. ギョフロイとその逃亡計画

ギョフロイは 3 年次〔9 才〕に体操の才能を見込まれ、シュタジ大臣ミールケが率いた「FC Dynamo Berlin」〔サッカークラブ・ディナモ・ベルリン、正しくは Berlin が先頭に来て BFC Dynamo〕のジュニアスポーツ学校入りした。しかし「国家統制された日常生活の中でますます窮屈に感じ」、「国家人民軍将校コース」への進学を勧められたが、拒否し、そのため高校に進学できず、ウェイターになることにした¹¹。

¹¹ ウェイター・ウェイトレスや手工業的な職業は国家統制が緩かったし、私営業種も同様であった。例えば私が 1980 年代初

めに東独で私営企業を調査した際の協力者の 1 人は、もと東独軍の高級ロシア語通訳であった。しかし西独に親族の多い

「飲食業学校」(Gastronomieschule) 修了後、ギュフロイは「ウェ이터として平均以上の高収入と、それ以上に、ある種の自由の余地を得た」。しかし「彼は母に繰り返し、飲食業での腐敗が彼にいかにか吐き気を催させるかを強調し」、また彼は「どこで暮らしたいか」を「彼の自由な意志」で決めることができないことに耐えられなかった。

以上は Baron[2018]¹²による。これはギュフロイの母カリンの Baron に対する証言や共著者 Hertle への手紙に基づくと言う。

Baum (1989.02.24) も、ギュフロイは「長年東ベルリンの警察スポーツ団体“ディナモ”(会長は 81 才のシュタジ大臣ミールケ)」に所属し、その寮で生活したと言う。

しかし本人の手書き履歴書¹³には異なる記述がある:

ギュフロイが所属したスポーツ学校は、ミールケの「FC Dynamo Berlin」ではなく、「SC Dynamo Berlin」(スポーツクラブ・ディナモ・ベルリン) 付属の「ラウ名称児童青年スポーツ学校」(Kinder- und Jugend-sportschule „Heinrich Rau“)であった。[SC Dynamo はミールケとは関係がない。]

そこに 2 年間在籍¹⁴後、POS に戻った。[POS は「10 年制総合技術学校」の略語だが、中身は 7-16 才対象の義務教育で、日本の小中学校相当である。]

POS に戻ったのは、「家族の理由から」母が決めたところ。[これは、独裁体制内の履歴書だから、表向きの理由を書いたのだろう。]

卒業後彼は、POS 卒業生の過半が進む 2 年間の職業教育のうちのウェ이터見習いを東ベルリン・シェーネフェルト空港の「ミトロパ空港ホテル」で受けた。[ミトロパ = Mitropa は中欧を意味する企業名で、東独時代は食堂車やレストランなどを経営する国有企業であった。]

職業教育修了後、空港ほかの飲食店で働いたのち、1987 年からベルリン中央区の国営飲食店[カフェ]に移った。

事件までギュフロイが働いていた中央区のカフェは、市庁舎横アーケードにあり、名前は「ランボー」(Rambo) (Marxen 2002:19) とも「ランデブー」(Rendezvous) (---- taz 1991.09.20, Grafe 2002:343) とも言う。

そのすぐ近くのレストラン「ツバメの巣」(Schwalbennest) には東独南部チューリンゲン出身の青年ゲッツェ (Andreas Götze) がコックとして働いていた。一足早くゲッツェは 1988 年 6 月にチューリンゲンで逃亡未遂ゆえに逮捕され、8 ヶ月服役後、ギュフロイ射殺の 2 日前に西独政府によって自由買いされた。彼は、その「1 週間後にブランデンブルク門」の西ベルリン側から東独の方向に「叫んだ」[何を叫んだかは書かれていない]。彼は何か月か働いたあと 4

週間の米国旅行に行った (Grafe 2002:343f.)。

ここには明記されていないが、叫びと、ギュフロイの願望であった米国旅行の実行を勘案すると、ギュフロイとゲッツェは知り合いであり、逃亡について話し合っていた可能性がある。だとすれば想起されるのは、ギュフロイらが得たとされるチューリンゲン情報である。

ギュフロイら二人は、「1988 年末に、チューリンゲンの国境守備隊での兵役を果たしたある知人」から、「射撃命令が停止され」、まだ射撃されるのは「脱走兵と国境への攻撃の際のみ」であることを知った [Baron 2018]。

これは上記ハンフ証言にある射撃制限命令のことだと考えられる。制限命令に比べると、「制限」(eingeschränkt) が「停止」(ausgesetzt) になり、脱走兵は同じだが、「重技術による攻撃」が「国境への攻撃」となり、国境兵の「身体や生命が危険に晒される場合」が欠けている。

しかし国境兵が「危険に晒される場合」の殆どは脱走兵の武器や重技術などによる攻撃であるから、脱走兵と「国境への攻撃」という言葉がそれをカバーする。元兵士からの情報だから、厳密な表現は期待され得ない。

従って、制限命令とチューリンゲン情報は実質的には同じである。このことは、チューリンゲン情報が制限命令実在の直接的傍証でもあることを意味する (15 節(5)参照)。

「1988 年末」にはゲッツェは収監中であったから、情報は彼からではなく、その周辺の人物からチューリンゲン情報がもたらされたのだろう。日本の出稼ぎがそうであったように、東独でも東ベルリンへの出稼ぎは仲間と連れだつての場合があるからである。私のランナー仲間もそうであった。

制限命令が存在しても国境の現場がそれを守ったとは限らず、ハンフ証言にあるように、ギュフロイらが挑んだ国境区画では、上官がそれをすり抜ける解釈を指示していた。

ガウディアンは当時、東ベルリン中心部のニコライ・フィアテルにある「エフライム館」(Ephraim-Palais) のレストランで働いていた。そこは主として西側ツーリストや連合軍軍人が出入りする高級レストランであった (Marxen 2002:19)。

[富豪の邸宅に由来するエフライム館は、西ベルリンの協力もあって、ベルリン 750 周年事業の 1 つとして再建され、博物館に利用されている。]

当然給与もチップも高いし西独マルクのチップの可能性もあって、高収入であったに違いない。ギュフロイの職場にも近かった。ギュフロイも高収入であった。

ギュフロイとガウディアンは「共同のウェ이터教育の機会」に知り合い、友人となった。二人は DDR での生活や諸関係になじめなく、そこでは成功を期待できる職業上の発展可能性が見られず、連邦共和国でのより良い生活環境を期待したので、二人は 1987 年に、いつか何らかの方法

女性との結婚は軍通訳のままでは不可能であったため、ウェ이터に転身し、その後私営パブ経営者になった (詳しくは青木 1985、簡略には青木 1991:159-166 参照)。ウェ이터は一般に給与は低いが、チップ収入が多かった。とはいえむしろ出国の自由はなかった。ホーネッカー政権はブレジネフの意向を受けて 1971 年国有化を徹底したが、5 年後には小規模私営復活に転じ、一時は東独が共産圏の中の私営先進国となった。ホーネッカー時代における「政治的異論派」の場合の職業問題は、Kneipp (2009) に詳しい。

¹² Baron[2018]の内容も典拠も共著者も Hertle (2009:429

ff.)と同じである。しかしこれをウェブサイト CdM がその転載と記載せずにアクチュアルとして掲載しているのが、Baron[2018]からの引用とし、2018 年は出版年ではなくウェブサイトからの採年年なので[]に入れる。後述では一部後者にも言及する。

¹³ ウェブサイト CdM (→Todesopfer→Chris Gueffroy) 所収。

¹⁴ それ以前の 2 年間は「ジェルジンスキー名称競技スポーツセンター」(Sportleistungszentrum "Felix Dzierzynski") に通っていたとの報道もある (Decker 2009.02.05)。この名称はシュタジ関連を連想させる。

でDDRを去るという決心をした」(Marxen 2002:19)。

その際二人は出国申請による移住策を取らなかった。「職業と私生活における不利を覚悟する」必要があったからだと言ふ(同前)。これはおそらくガウディアン証言によるだろうし、実際そう考えたこともあったのだろう。

しかし、下記のように徴兵通知が来た以上、ギュフロイの出国申請は、許可基準が緩和された新外国旅行政令によっても許可される可能性は全くなかった。だから選択の余地はなかった。

ガウディアンの義父が出国申請を出し、ガウディアン自身もその申請に理解を示していたのだから、彼は出国運動の盛り上がりも、1988年末に公表された新外国旅行政令の内容も知っていたはずである。

この新政令の移住許可対象には、親族合流や婚姻のような「人道的理由」に加えて、親族に関係のない「他の人道的理由」が加わった。これは東独としては初めてのことであった。ギュフロイの場合は前者の可能性がないので、許可があり得るのは後者しかなかった。

しかし、彼が何らかの「他の人道的理由」を見つけたとしても、許可のためには満たすべき前提条件があった。申請者の移住が、「社会的利益」や「他の市民の権利」を害せず、「国民経済または公共の秩序にとっての不利益」とならないことである(新外国旅行政令第10条第3項)(15節(6)、詳しくは青木 2018a:15-16)。

徴兵忌避はこの前提条件に反するから、ギュフロイに出国許可の見込みは全くなかった。

ガウディアンは、聴力と視力の不足ゆえに兵役不適格の判定であった(Marxen 2002:19)し、後述(10節・13節)のように父が西ベルリンにいるという親族合流理由もあり、出国許可の見込みは高かった。

一審判決によれば「二人が具体的な逃亡計画をまとめた」のは「1988年末」であった。その理由は「この時点でギュフロイの徴兵が目前に迫っていた」ことである(同前)。

Baron[2018]によれば、「ギュフロイが5月に国家人民軍に入れられること[徴兵による入営]を1989年初めに知った時、彼とクリスチャンはDDRを去ることを1月半ばに決心した」。徴兵を知った時が一審判決とは少し異なる。

taz(1991.09.20)にあるガウディアンの法廷証言では、「もはや射撃命令は存在しない」という「多くの西の政治家やジャーナリスト」の発言を聞いた「1989年初め」に決心が固まった。

1988年末と翌年初めのいずれによせ、徴兵がはっきりした以上、出国申請方式では入営までに間に合わないだけでなく、ギュフロイには申請許可があり得ないことが、ガウディアンには分かったはずである。

二人は逃亡計画作成のため「1989年1月初め」およびその後も何度か、ギュフロイが良く知る「ベルリン・トレプトウ(バウムシューレンヴェク)の国境地帯を偵察した」(Marxen 2002:19)。

こうした偵察は逃亡の計画性を物語るが、しかし「1月半ばに二人はとっさに(spontan)国境設備を乗り越える決心をした」とも言う[だから、衝動的でもあった]。ただ、国境地帯の前(東ベルリン側)を警戒する人民警察の見張りを、この衝動的決行を取り止め、二人の休日である2月5日(日)決行に決めた(同前)。

二人がこの日を選んだ理由は、一審判決によれば:

外国首相が公式訪問するという「国家訪問の際には国境では撃たれないし撃たれても足だと彼らは聞いていたので、彼らはこの日を逃亡に特別に好都合と考えた。死の射撃の可能性を彼らは考慮しなかった。というのは彼らはそうした場合には彼らの逃亡企図を断念したのであろう。二人は、悪くても足を撃たれるだろうし、いわゆる共和国逃亡ゆえの彼らの逮捕と有罪判決の場合にも連邦共和国への早期の追放[自由買い]を計算」していた(Marxen 2002:19)。

ここにある射撃制限は、ハンフ証言のそれではなく、従来から存在した臨時制限である。

すなわち、外国からの「国家ゲスト」の東独訪問や「国家の祝日」、ホーネッカーの西独訪問によつて「特別の場合」には、国際的評判を落とさないために、国境兵には「自分の身体への攻撃と脱走兵の場合にのみ射撃が許された」。代わりに「歩哨の密度」が高められた(Marxen 2002:16)。

しかし、上記のように、ギュフロイらが1989年1月半ばに「とっさに」逃亡を決行しようとしたことは、射撃を免れる逃亡機会を重要国家行事の場合のみに見ていたわけではないことを示している。すなわち、このことは、二人が重要国家行事の場合だけではなく、射撃を常時制限するチューリンゲン情報を信じていたことも示唆する。

Kloth(2009.02.4)は、「ある友人からギュフロイが、壁での射撃命令は廃止された」と聞いていた。この情報提供者自身がDDR国境兵として任務に就いたのだから、それはきっと本当だから、逃亡を「かなり簡単」だと考えて、二人が決行したと見る。

スウェーデン首相訪問日程の情報を彼らがどこから得たのかが判決にはないが、これは全くの誤情報であった。一般に出国希望者は政治の動きに敏感であり、ニュースに注目するが、彼らは見逃したのだろう。

スウェーデン首相カールソン(Ingvar Carlsson)の実際の東独訪問は、同年1月21-23日、つまり10日以上前に終わっていた。同首相は最初の週末2日間(土・日)をドレスデンで過ごし、東ベルリン公式訪問は23日のみであった。ホーネッカーは同首相との会談において1990年末までの東独国家人民軍1万人削減を予告した(Chronik Jan. 1989)。

彼らが国境歩哨ペアAの警告にもかかわらず走り続けたのは、「撃たれても足だ」と信じ続けていたからだろう。「二人は悲劇的な誤解をしていた」(Marxen 2002:19)。

だが、国境法についてのバウムガルテンの上記理解に照らせば、必ずしも誤解ではない。He.は、上記のように、足に命中したギュフロイが倒れなかったので第3発によって心臓を撃ち抜いた。しかしその時ギュフロイは倒れなかったとしても、動かなかった。ガウディアンも負傷していた。つまり逃亡能力を奪われていたのだから、この時も国境守備隊長であったバウムガルテンは、第3発を過剰射撃と見なすべきであった。もしそう判断して、謝罪表明すれば東独にとっての事態の展開は違ったはずである。にもかかわらずHe.を昇進させたということは、バウムガルテン自身も彼の理解する国境法に反していたか、あるいは彼の上記の国境法理解と悩みは虚偽であったことになる。

ショッセー通り検問所の逃亡者2人は、両者間の予め申し合わせのとおり、警告射撃によりただちにその場に

停止したので、逮捕に留まった(詳細別稿予定)。彼らがギョフロイ事件の教訓を知った上での行動プランであったかどうかは分からない。

こうしてギョフロイらは、本稿第5節のように、2月5日を迎えた。

ギョフロイの母「カリンは常に、クリスは政治的理由から西へ行こうとしたのではないと言っていた。彼には息をする空気が全く欠けていた」だけだと。

ではギョフロイにとって東独に「全く欠けていた」空気とは何か。彼女によれば：

息子はチップによって「主任医師よりも多く稼いでいた」。特に最初に就労した空港ホテルでは「西からの訪問客がけちではなかった」。しかし彼は東独ではその使い道が「いかに少ないか」を痛感した。彼は金門橋のあるサンフランシスコをはじめ米国や世界を旅行したかったが、東独にいる限り老齢年金年令を待たねばならなかった(Goldmann 2014.02.05)。「ガウディアン」の法廷証言では旅行希望は「アメリカの[グラント]キャニオン」(taz 1991.09.20)

欠けていた「空気」は高収入の使い道であった。東独では不可能な高収入の使い道は自由な投資による私営開業と外国旅行であった。高価な「外車」や高級ブティックなどの奢侈品の供給はあった(青木 1991:175)。

「彼らは西ベルリンで自分たちのレストランを開くつもりであり、米国への旅行を夢見ていた」(Grafe 2002:343)。

このような動機は、カリンが言うように、直接的には政治的ではない。だから東独のいわゆる独立グループの多くは、これを経済的理由あるいは物欲として軽蔑し、出国派との共闘の機会を逃し、また経済史家レスラーが経済難民と言ひ、大きな議論を呼んだ(青木 2006、2009 脚注 11、2011、2011a 参照)。

しかし二人の高収入の使い道がないのは、政府の私営制限と対外国民隔離政策に原因があり、ギョフロイの「国境突破」の動機は国有国営優先と隔離政策からの突破と言ひ換えることができる。つまり、表面のみ見ると非政治的、経済的な動機であっても、その裏面には強い政治性がある、動機は両者の複合的なものであった(青木 2006)。

10. 西の報道と東における訃報・葬儀

では、ギョフロイ射殺という深夜の突発的な出来事を西独側、特に西ベルリンはどのように知ったのだろうか？

シュタジによれば、最初の報道は西ベルリンの民間ラジオ局「Hundert, 6」(100, 6)であり、「西ベルリンの一住民が火器使用後の1人の輸送に気付いた」と、「2月6日午前4:00に」報じた(ZAIG 15217:Bl.14)。

続いて7日に西ベルリンの日報 Bild、BM、TSP が事件を報じた(Baron [2018]; Hertle 2009:429)。

そのうち TSP の第一報(1989.02.07)は「ベルリンの壁逃亡失敗」という見出しの小さな記事で、dpa によるもので

あった。その中身は：

「ベルリン(dpa) ベルリンの壁で月曜日[2月6日]への夜に逃亡が失敗した。警察情報によると、ある目撃者が、どのように1人の男がノイケルンのノーベル通りの壁を越え、最後のフェンスで国境兵たちに阻止されたかを観察した。国境兵たちは10発の銃弾と1発の照明弾を放った。その男は地面に倒れ、続いて運び去られた。ベルリン市政府[西]と西側連合国が昨日火器使用に対して抗議した。昨日 DDR 外務省報道官は火器使用を否定した」。

その後のギョフロイ事件報道では、西ベルリン紙 taz がその「先頭に立った」と言われる(Kloth 2009.02.04)。

taz には事件そのものと裁判について多くの報道がある。ただ、その第一報は早くなく、2月23日付けのベルリン地方版紙面である(taz 1989.02.23)。

その記事は、西ベルリン市政府が2月22日に、「2月5日から6日[月曜日]への夜に、死に到る射撃があったとの容疑事実が強まった」と発表したこと、「警察情報によると、死者は明らかに20才、東ベルリン・トレプトウ区のギョフロイである」こと、前々日[21日]に BZ にギョフロイの訃報が載ったこと、発砲について西独政府が東独に抗議し、野党 SPD も「東西間の新思考の時代に移住の自由の権利を要求する人々が死ななければならないのは理解され得ない」と批判したことを伝えた。

この taz(1989.02.23)は西ベルリンの複数の目撃者への情報も伝えた：

DDR 兵士が「止まれ！伏せろ！と呼びかけたあと、約10発の射撃と1発の赤い照明弾を「国境歩哨」が発砲した。1人が生気なく地面に約20分横たわっていたように見えた。そのあと救助部隊が来た。撃たれた人物[単数]はひきずるように運ばれた。

目撃者の一人は対岸の工場の警備員とあるから、おそらく前述(5節)のヤーコプス・コーヒー工場のそれだろう。

ギョフロイの訃報を載せた BZ は、SED 東ベルリン指導部の日刊機関紙であり¹⁵、40万部以上を発行し、SED 中央機関紙 ND の発行部数の4割に達していた(Holzweibig 2002:214)。

訃報は以下のとおりであった(…部分は青木が略記)：

「私たち皆にとって信じがたい一彼はまだ非常に若かった。私たちは限りない苦痛と大いなる愛の中でクリス・ギョフロイ(1968年6月21日生、1989年2月6日没)の死を悼む。彼は悲劇的な事故によって私たちのもとから去っていった。…[母や弟、親族、友人の名前、知人一同]…。葬儀は1989年2月23日14時にベルリン・バウムシューレンヴェクにて行なわれる」¹⁶。

ここで死亡が6日になっているのは、上記の死亡証明書に6日とあるからだだろう。実際には5日のうちに死亡した。

「悲劇的な事故」による死去という表現は、「壁での死亡のことだと読むことを東ベルリンでは誰もが理解している」(Kloth 2009.02.04)とも、「事情の分かる読者は壁におけ

¹⁵ 近藤(2010:83)には「西ベルリンで発行されている『ベルリン新聞』紙上にクリス・ギョフロイの死亡公告が掲載された」とあるが、誤りである。西ベルリンの新聞なら隠語は不要である。また訃報冒頭の「信じがたい…」(近藤同前では「不可解…」)というセンテンス「だけ記されていた」とあるが、そうではない。重要であり、かつ西メ

ディアや東独市民に含意が伝わったのは、あとのほうの「悲劇的な事故」という言葉、加えて死亡の日付であった。

¹⁶ 1989年2月21日 BZ 掲載の訃報の写真による(Kloth 2009.02.04 ほか所収)。下線は青木。

る暴力的な死亡を指すと理解した」(同前の写真説明)とも言う¹⁷。taz(1989.02.24a)も「事情通はその意味を知っていた: 死の射撃の同義語である」と言う。西メディアも訃報を「国境での当時の銃声」と結びつけた[Baron 2018]。

西独テレビのニュースで事件を知っている東独市民も、訃報を読めば、「悲劇的な事故」と、その日付「2月6日没」から、ギュフロイ射殺のことだと連想しただろう。

このような訃報が異例にも支配党の地方機関紙に載ったことについて、ギュフロイの弟[Baron 2018]ないし友人たち(Goldmann 2014.02.05)が載せることに成功したと言われるが、実は次のような事情があった。

シュタジが「隠蔽非難回避のために、[訃報掲載を]阻止しなかった」(13節のミールケ報告)のである。しかし当然字句検閲はあっただろう。

「隠蔽非難回避」の必要があったのは、「敵対勢力」や東西の世論に実情が露見していたからである。

シュタジは、「内部諸情報」[スパイ]によって、「敵対勢力」がすでに訃公表の前に詳しい状況を知ったことや、[おそらく対西ベルリン通話の盗聴によって]ガウディアン之母が西ベルリンにいる元夫[ガウディアンの父]に事件内容を通報したことを掴んでいた(13節のミールケの報告)。

元夫は西ベルリン当局や西メディアに連絡しただろうし、下記のようにすでに2月7日に軍検事長から事情を聞いていたカリンが知人たちに通報した。

シュタジは西独紙誌の熱心な読者でもあったから、どの程度世論に露見しているかを知るためにこの事件の報道もすべて収集したはずである。私は別件でシュタジが収集した西独紙誌情報を利用したことがあるので、その様子が目に浮かぶ。

現場からの記事である Baum(1989.02.24)によると、ギュフロイ葬儀の際に「埋葬演者」(Begräbnisredner)も、「悲劇的な事故」という言葉を利用し、壁での射撃という言葉は葬儀では使われなかった。

埋葬演者は東独の公式用語(Baum 同前)であり、無宗教の際に神父や牧師の代わりに葬儀場が用意した。

私服のシュタジが監視し[私服でもすぐそうだと分かる]、一部の参列者の身分証明書チェックをしていたことによって、この葬儀が「全く普通の埋葬ではないことを明らかにした」(Baum 同前)。

葬儀参列者は、報道によれば、「120人」ないし「約120人」であった。シュタジの把握が「80~100人」(同上ミールケ報告)とあいまいであったのは見分け困難によるだろう。

「ギュフロイを全く知らない若い組み立て工が、多くの他の参列者と同様に“連帯のために”やって来た」。BZ掲載の訃報に「悲劇的な事故」とあったからである。しかし「墓地で抗議の大声があげられることはなかった」。シュタジは墓地入口で参列者の一部の身分証明書をチェックし、葬儀進行

の様子をメモした(taz 1989.02.24a)。

「DDRではこのようにしかデモをすることができない」と言う参列者が「若干」いたとも言う。見習い時代の仲間も参列した(Baum 1989.02.24)。

墓地の「教会と非常によく似た」葬儀ホール入口には「14時、クリス・ギュフロイ、U-Beisetzung」と掲示されていた。この大文字「U」は Urne(骨壺)を示し、骨壺埋葬であった(Baum 同前)。

母カリンによれば、「土葬にしたかった」が、「シュタジがこの骨壺埋葬を指示した」(Filmer 1991:64)。

式において埋葬演者は、ギュフロイが「世界チャンピオン」など「多くの夢と計画」を持ち、「常に正義を求める朗らかで自由な人間」だったなどと称えつつ、彼が「より慎重」であり、かつ「話し合い」を求めていれば、こういうことにならなかっただろうし、[ディナモでの]長年の寮暮らしが「全く無傷だとは言えない家族関係」となったと指摘した。

「ギュフロイと彼のガールフレンド・カトリンは“非常に多くの希望を持っていた”という月並みな言葉」を演者が口にしたが、カトリンの「涙を誘うことはなかった」。

彼の骨壺は「骨壺墓 552番」に、参列者たちの手紙などとともに埋められ、花束が添えられた(以上 Baum 1989.02.24, taz 1989.02.24a による)。

taz(1989.02.24)によると、この葬儀の際に、遺族が、ギュフロイは「ベルリンの壁を越える逃亡の試みの際に DDR 国境兵士たちによって射殺された」と言明した。また家族によると、「1日後に家族は当局の通知(ein amtliches Schreiben)を受け取り、その中でギュフロイは逃亡の試みゆえに18ヶ月の懲役の有罪判決を受けたと通知された」。死亡は伏せられていた。しかし「あとになってようやく家族は当局から死体確認のために招待された」。

このように遺族は葬儀の場で、当局のウソと射殺の事実を多数集まった西側メディアに暴露した

なお母カリンは、息子の死体を見ていないとも言う(Filmer 1991:64)。遺体は解剖された(12節)。

実は、現場近くに住む彼の母カリンも銃声を聞いたが、まさか息子だとは思わなかった。銃声[5日]の「2日後」の夜にシュタジの「何時間にもわたる事情聴取」を受け、その際にシュタジ職員が「ギュフロイは DDR の“軍事的保安地帯”への攻撃の際に重症を負い、“即座の医療救護にもかかわらず”死亡したと語った」[Baron 2018]。

現場と母カリンの住居の間は徒歩約30分、しかし直線距離は約1kmにすぎなかった(Goldmann 2014.02.05)

ここには「シュタジ」とある。しかし Baron[2018]の典拠は、彼女と「軍検事長」の7日の会見記録である(記録は8日付け)。シュタジも同席したのだろう。しかし軍検事長¹⁸は、シュタジと協力するとはいえ、シュタジ所属ではない。

従って、家族はすぐに軍検察から重傷・致死を知らされ

¹⁷ Kloth(2009.02.04)の主題はギュフロイ事件の政治的影響にあるが、冒頭でギュフロイらの逃亡経過も簡単に触れている。その経過について、二人は「大きな障害なしに」、「アラームは作動せず」に「最後のフェンスに近づいた」ので、「地区境界では明らかにもはや逃亡者狩りがされていないのは本当だ」と思ったとある。これは判決や多くの文献、報道にある事実と異なる。

¹⁸ Militäroberstaatsanwalt. 1956年に設置された軍検察

(Militärstaatsanwaltschaft)のトップで、「専門上は検事総長に、職務規律上は国防相に服した」。軍をはじめ全武装機関における捜査手続きを任務とし、シュタジが扱うスパイ行為や国家裏切り、サボターージュなどの捜査手続きも「軍事的保安」に関係すれば軍検察の扱いであった(Raschka 2000:32f.)。ギュフロイらの場合も「軍事保安地帯」攻撃ゆえ軍検察が担当したのだろう。

ていたにもかかわらず、おかしなことに上記の服役を知らせる「当局の通知」が同じ日に伝達された。「当局」内に混乱があったのかもしれない。

11. 西独政府が CSCE ウィーン会議最終文書による「手続き」を予告

taz ベルリン地方版(1989.02.25)は、「射殺に抗議: ギュフロイの死が“両独関係”の負担に」との見出しのもとに、この事件をめぐる両独関係に焦点を当てた。それまでもホーネッカーと、東独訪問の西独政治家たちとの会談におけるこの事件の扱いが報じられていた。

この記事によると、西独政府が事件を「両独国家間」の関係の「深刻かつ持続的な負担」と見なしていること、またドイツ内閣関係省政務次官ヘニク(Ottfried Henning)が24日に、「CSCE ウィーン会議[最終文書]署名諸国に、逃亡者殺害ゆえのDDRに対する手続き導入をアピールした」。

ここに言う「手続き」は、CSCE ウィーン会議最終文書が人権分野(ヘルシンキ宣言に言う第1バスケット第7原則)と、人道分野(同じく第3バスケット)を統合して設けたカテゴリー「CSCEの人々の次元」(menschliche Dimension, human dimension)の中にある(CSCE 1989:38)。

これにより参加諸国は、「他の参加国によってCSCEの人々の次元の諸問題について参加国に申し出られた情報交換並びに情報要請と抗議に答える」ことが必要になった(CSCE 1989) (詳しくは15節(6))。

従って、西独が東独の出国権制限にCSCE ウィーン会議最終文書にある出国権の無制限尊重への違反の疑いを持たば、東独は「情報交換並びに情報要請と抗議」に対応しなければならないし、その結果を西独はCSCE全体会議の場に持ち出すことができる(青木 2018a:7、吉川 1994:105,155-156)。ギュフロイ事件はもちろんショッセー通り検問所事件も当然その対象となり得る。

東独側は西独側のこの手続きを単純に拒否することはできなかった。にもかかわらずホーネッカーは西独側の抗議を「いつものように内政干渉」として退けた。そこで、西独ドイツ内閣関係省報道官は、「tazとの会見におけるホーネッカーのこの反論」を認めず、CSCE参加諸国は「人権問題に相互に立ち入り、答える義務を負っている」のであり、東独側の答えが「満足のいくものでない場合には、このテーマについての会談があり得ないことではない」とtazに言明した(taz 1989.02.25)。

同記事によると、ベルリン市政府や、西ベルリンの米英仏駐留軍司令官も「精神的に東ベルリンで抗議した」。

12. シュタジの速報(1989年2月6日)

シュタジの情報中枢 ZAIG は事件直後にこの事件についての「情報」をまとめた(1989年2月6日付けの ZAIG 15217 Bl.99-102)。

その情報源は主に、射撃直後の深夜から行なわれたガウディアンへの尋問からの情報とそれに基づく初歩的な調べだと推測される。というのはシュタジは、下記のように、二人をノーマークであり、シュタジのどの部門も彼らの個人情報を持っていなかったからである。

この「情報」のうちの、一審判決ほかに見られない情報、または異なる情報は以下のとおりである:

ギュフロイらの行動開始は2月5日23:39であり、犯人がギュフロイとガウディアンであると特定され、それぞれの車両ナンバー、職業、職場、住所、独身であること、二人ともシュタジの第XII部、ZKG[出国希望者対策]、トレプトウ支部[ギュフロイ居住地担当]、パンコウ支部[ガウディアン居住地担当]のいずれにも記録がないことが記されている。

[このことは二人が出国申請を出していなかったこと、出国運動や教会内の反体制的な集会等との関わりも一切なかったことを示す。またウェイターという職種にシュタジの関心は高くない。]

[行動開始が23:39とある。上記の国境守備隊の日報では23:39には警報が作動した。この警報が下記にある後背地壁のそれであれば整合するが、一審判決等にはその情報がない。]

彼らの国境突破は「DDR 国境守備隊による火器使用のもとに防止され」、その際ギュフロイは「致死性の負傷」、ガウディアンは「右足(Fuß)を負傷した」。「致死性の負傷」は一審判決の言う数分後死亡とほぼ同義か。]

「彼らはほぼ1989年2月初めに、DDRにおける社会的諸関係への拒否的態度に基づいて、西ベルリンでより良い生活環境を見つけないという考えに到った」。「逃亡決心が事件直前になっている。]

当夜二人は「小菜園施設“ニワトコ林”(Holunderbusch)の小道を通って後背地壁に近づいた。[通過した小菜園帯の名称が異なる。]

後背地壁乗り越えの際に「投げ錨」を使ったが、それは「二重に束ねられた1.65mの長さのロープの先に園芸用の赤い三つ又の熊手(Bodengrubber)が固定されていた」。彼らは歩哨警報機器が作動しないように壁上部の警報線を破壊したが、歩哨警報機器は作動した。

[この情報はほかには見られない。国境守備隊日報(5節)では二人は後背地壁を「悟られることなく補助手段なしに」乗り越えた。一審判決は鉤(Haken)、Kloth(2009.02.4)は園芸用の鋏(Gartenhacke)が投げ錨に使われたとある。長さ等の記述はない。なおKloth(同前)は投げ錨が最後の金属格子フェンス乗り越えを助けたと言うが、一審判決と異なる(5節)。]

後背地壁乗り越えに「続いて彼らは投げ錨によって警報付き国境フェンスを越えた。その後彼らはこの補助手段を警報フェンスに残した」。警報フェンスも作動した。[2つの投げ錨のうち1つをここに残したという情報はほかにない。]

歩哨ペア2組の射撃合計は「これまでの確認では22発」である。[国境守備隊の確認でもミールケ報告でも21発である(5・13節)。]

負傷した二人は、「国境守備隊メンバーによる救急救助と初期医療の後、救急車によってベルリン人民警察病院へ搬送され」、その際二人は「1台の救急車で搬送された」。「ギュフロイの死が確認された」のは同病院においてである。[一審判決によれば、ギュフロイは射撃現場で数分後死亡であり、かつ同病院への搬送前の午前0:15頃にすでに現場の後背地で国境守備隊の医師が死亡を確認したから、同病院では再確認であった(Marxen 2002:24f.)。]

ガウディアンは「右足に銃創を受けた」が、同病院医師が搬送可能と判断し、彼はすぐに「ベルリン人民警察本部第IX部」に搬送され、「刑事訴訟規則95条による尋問が始

められた。[「ベルリン人民警察」以下の情報はほかにない。また貫通銃創ではなく単に銃創となっている。]

その際彼は身分証明書を拘束直前にフェンス越しに西ベルリンの方へ投げ捨てたと言った。[それゆえ身分証明書捜索措置が取られたと、この速報にある。]

シュタジ第 III 部からの情報によれば、西ベルリン警察は「射撃が認識されたあと 23:44 に」要員を派遣したが、「厳密な確認をすることができなかった」。[この情報はほかにはない。原文には第 III 部とあるが、無線傍受も行なう第 III 局だろう。]

シュタジ第 I 局からの情報では、対岸(西ベルリン側)で「敵勢力が写真と動画を撮った」。[シュタジはたまたま観察した一般人を「敵勢力」と呼ばない。おそらく警察だろう。この情報はほかにはない。]

西ベルリン側のこのような動きのため「現場検証はなされなかった」。[この情報はほかにはない。]

今後の対策:ガウディアンへの身分証明書捜索、ガウディアンへのシュタジのベルリン県支部による拘留付き捜査手続きの導入[実際には軍検察の扱いになった]、パートサーロウ軍医学アカデミー法医学研究所によるギュフロイの遺体解剖[パートサーロウは地名。解剖は 6 日に実施(taz 1991.09.20)]、シュタジのトレプトウ支部による作戦ファイルの作成と処理。[この情報はほかにはない。]

13. 西独要人へのホーネッカーの回答とミールケ報告

西独バーデンヴュルテンベルク州首相シュペート(Lothar Späth)が 1989 年 2 月 23 日に東ベルリンを訪れ、ホーネッカーと会談した。両者は、ホーネッカーの西独公式訪問(1987 年 9 月)以来両国関係に「歓迎すべき進展があった」ことで一致した。

その際、ギュフロイ事件についての問いにホーネッカーは、壁での射撃によって誰かが殺されたことを否定せず、事件を調査させた、西独メディアの報道には責任を持ってない、[ツァイト紙に]国防相ケスラー(Heinz Keßler)が言明したように射撃命令は存在しない、西独側の「内政干渉の試みが増えていることを見過ごすことはできない」、「今後も国境を確保する」などと答えた(Chronik Feb. 1989; taz 1989.02.24, taz 1989.02.24a, Baum 1989.02.24)(ケスラー発言は 15 節(5)参照)。

このうち「内政干渉の試み」以下の部分以外は、ND(1989.02.24)一面トップにあるこの会談についての大きな記事(AND 配信)には載っていない。この記事は当然会談成功報道であるが、記事末尾にホーネッカーが、西独からの内政干渉が「度重なっている」と批判し、「主権と領土の不可侵性、不干渉の尊重」を要求したことを紹介した。

翌 24 日に西独ハンブルク市長フォシエラウ(Henning Voscherau)と会談したホーネッカーは、「いわゆる死亡事件」[ギュフロイ事件]を軍検察が調べている、捜査は終わってないことを伝えた(Spittmann 1989:244)。

やや驚いたことに ND(1989.02.25/26a)も二面ながらこれを伝えた:「DDR 国境でのいわゆる死亡事件」についての同市長の質問にホーネッカーは、「軍検察がその事件を調べるように国家評議会議長[ホーネッカー]が指示したが、捜査は終わっていない。従ってこれは依然として BRD[西独]メディアの中で起こっている事件であると返事した」(「国

際記者会見」における同市長の発言)。一面トップの AND 配信記事(ND 1989.02.25/26)はこの件に触れていない。

上記のように軍検察の当初の捜査対象は逃亡者二人であった。ホーネッカー直々の捜査指示も同じか、それとも射殺(犯)についてもかは明示されていない。

ホーネッカーがギュフロイ事件をシュタジに調べさせた結果と思われる報告書がある。シュタジ大臣ミールケからホーネッカーへの 2 月 25 日付けの「対西ベルリン国境での、君が知っている事故」についての「調査結果は以下のとおりである」という報告である(ZAIG 15217:Bl.14-16)。ほかでは触れられていない情報が多い。その概要は:

①二人は 5 日 23:40 にトレプトウの国境区画「ブリツターアレー・16 番通り」に東独側から侵入し、国境歩哨の「何回かの呼びかけと警告射撃」に従わなかったため、「狙い定めた射撃(21 発)」があり、「二人は負傷して逮捕され 23:46 頃に搬出された。病院への輸送中にギュフロイが死んだ」。

[一審判決によれば、呼びかけのみで、警告射撃はなかった。また「輸送中」ではなく、搬出前に数分後死亡であった。]

②[西ベルリンの]民間ラジオ放送「Hundert, 6」[100, 6]が、西ベルリン住民 1 人が火器使用とその後の搬出に気付いたと、6 日午前 4 時に報じた。[これはシュタジ速報(12 節)にある。]

③事件についての東独非難を「予防するために諸措置」を取った。すなわち一方では「関係者への法律上必要な通知を必要最小限に限定」し、他方では「何かを隠蔽しようとしている」との非難の「口実を与えないこと」にした。

具体的にはギュフロイの母カリンに「彼女の息子が軍事的遮断区域への攻撃を実行し、警護要員の諸措置に従わず、その際負傷し、病院での遅滞なく導入された医療措置にもかかわらず死去したことを通知し、ギュフロイの弟が BZ に依頼した訃報掲載を、隠蔽非難回避のために、阻止しなかった。

④「敵対勢力がすでに訃報公表の前に詳しい状況を知ったことを内部諸情報[スパイの情報]が裏付けている」。

⑤ギュフロイの家族の間では、事故現場の近くに住む母が当夜の銃声を聞いたことと西メディアの報道から、ギュフロイの死と銃声が「結びつけられ」、7 日以降に、母と弟が友人・知人・同僚等に「ギュフロイの死と彼らの推測」を知らせた。

ギュフロイに同行して負傷したガウディアンの母も、西ベルリンに移住した元の夫に同様のことを知らせた。

[実際には③や前述(10 節)のように母には軍検事長から事情が通知されていた。口止めされたために家族が「推測」を装ったかもしれない。]

⑥23 日の葬儀と骨つぼ埋葬には 80~100 人が参列した。そこでは「約 15 人の西側ジャーナリスト(特に ARD、ZDF、AP、AFP、ARD ラジオ、ライニッシュ・プレス、ロイター)」が、撮影や取材をし、「参列者との会話を排除することはできなかった」。うち 7 人は火葬場責任者の制止にもかかわらず葬儀場へ入った。

[ほかに FR、FAZ、SZ、taz、TSP、ヴェルト紙も取

材した[Baron 2018]。現場の親族ほかの悲嘆の表情を写し世界に流した AP の写真が Kellerhoff (2009.02.05)ほか多数にある。]

⑦今後の対策: 関与した隊員の特定や証人 XX[氏名黒塗り]の「乱用」阻止。「党・国家指導部の一定の活動」が敵に利用されないための「影響可能性」の「もっと根本的かつ包括的」な検討。

この報告から1ヵ月余、4月3日に、他の思惑もあって、結局は射撃停止命令が発令された。

14. 東独ライブチヒ反体制派の公開書簡

1989年3月15日にライブチヒの反体制派4グループが「DDR 住民への公開書簡」(Offener Brief an die Bevölkerung der DDR)を発表した¹⁹。

この書簡を Baron[2018:Fn.18]も Hertle (2009:432)も5団体によるとしている。しかし原資料に5団体の名があるが、そのうちの「人権活動グループ」には取り消し線が引かれている。正しくは「正義活動グループ」、「生命イニシアチブグループ」など4団体の「会員」による書簡である。

この書簡を載せたウェブサイト CdM は、「クリス・ギュフロイ: 住民への DDR 反体制派グループ・メンバーの公開書簡」というタイトルを付け、住民へのギュフロイ事件宣伝が書簡の目的であるかのように扱っている。

Petersen (2018.02.05)も「反体制派が公開書簡を書き、この出来事[ギュフロイ事件]を広く世論に知らせた」と言う。

だが東独国内でも「世論」は「この出来事」をとくに西の報道で詳しく知っていた。

この書簡を出す直接のきっかけは、ギュフロイ事件ではなく、書簡の2日前、3月13日にライブチヒで起こった出国派中心のデモへのシュタジなどによる弾圧であった。

ミールケから党指導部ほかへの「ライブチヒにおける恒久的出国申請者の挑発的示威的活動についての情報」(Nr.122/89, Schwabe 2003:84f.所収)によると:

この日ニコライ教会での毎月曜恒例の「平和の祈り」に約650人が参加し、うち大部分が出国申請者と見本市訪問客であった。祈りは「宗教的性格」であった。

祈り終了後、「過半は出国申請者」であり一部は「子連れ」の約300人[書簡では600人]が教会前の広場で、トーマス教会方向へ「密集行進」をするために隊列を形成した。

隊列は18:30頃、約300m進んだマルクトで、「SED 県指導部と調整された投入構想」により「警備・保安機関並びに社会的勢力[=SED 党員]合計約850人の集中投入によって」阻止され、解散させられた。隊列からは「シュタジ出ていけ」、「シュタジのブタ」、「自由、人権」のような「中傷的な叫び」が起こった。

「当局の恣意に代わる旅行の自由を」と書いたプラカードの所持者1人[書簡では若干名]を連行したが、尋問・戒教後釈放した。西独からの見本市向け特派員16人とテレビカメラチームが現場にいたことが、「中傷的な叫び」をするようにデモ参加者を「鼓舞した」。

その夜すぐに西のテレビで報道された。目下、主導者、背後の人物、参加者の特定をしているが、「見本

市期間中には、[西独メディアによる]中傷キャンペーンになり得る措置は取られない」。

ライブチヒ反体制派の特徴は、東ベルリンと異なり、残留改革派と出国派の共闘が成立していたことである(青木 2011:69-70)。

この年の1月15日にはライブチヒの中心部で数百人が約1時間もの間、沈黙デモに成功した。これはのちに「革命のための総稽古」だったと評される(青木 2016:166-167)。それはちょうど CSCE ウィーン会議が最終文書に署名した日であった。

しかし今回は、事前に大規模な警備体制が敷かれ、行進開始直後にシュタジ等が介入、阻止した。

当時「800年以上の古い歴史」を持つライブチヒ見本市は、「年2回、3月初めと9月初めに」、「国際ビジネス世界」から展示と来客を迎え、「DDR 国民経済の成長した能力」を示す場であった(Lexikonredaktion 1984:387)。

同時に、それは反体制派にとっては自らの主張を宣伝したい場であり、行動予定を事前に西のメディアに知らせるのが常であった。当局にとってはできれば弾圧場面を見せたくない場であった。

書簡の中身は、①弾圧と、②その性質(「専制国家的諸措置」)を説明し、それによる住民の離反、「偽りとあきらめ」を警告し、③東独政府への要求を提示し、④ギュフロイ葬儀のあり方を例に、住民の生活全体に潜む「偽り」の現状の深刻さを説明し、⑤変革のために、住民が率直に真実を語る必要を訴えた(番号は青木)。

書簡にギュフロイ事件の説明はなく、ギュフロイ葬儀が取り上げられた。その部分は、書簡の本文5段落のうちの第4段落にあり、本文合計53行のうちの9行半にすぎない。

しかしそれは、量は少なくとも、書簡全体の第1キーワードと言い得る「偽り」の体制の極限状態を示す出来事と位置づけられたので、その重要度は高い。各項の要旨は:

① 3月13日には毎月曜日恒例の「平和の祈り」が催された。「平和の祈りのあと殆どが出国希望の市民たち600人の隊列が形成された時、この隊列が私服と制服のシュタジによって、一部は暴力的に、妨害された」。若干名が逮捕、連行された。デモ隊からは「シュタジ出ていけ」というシュプレヒコールが起こった。ジャーナリストの取材も妨害された。

[街頭に「制服のシュタジ」はいない。彼らは私服で警護したり、相手に襲いかかった。ジーンズなどラフな運動しやすい服装と目つき、その場の行動などで見分けられる。警察は制服であった。]

② この弾圧のような「専制国家的諸措置」が国内平和に役立たないことを DDR の国家指導部は一体いつになったら理解するのかを、我々は問いたい。一方に特権があり、他方に人権を主張する者への「監視と密告」がある。「住民の過半数が自らを政府の囚人と感じ」、彼らは「決してその全力をこの国の幸せのために投じることなく、偽りとあきらめの状態の中で、衰弱するか、反抗するだろう」。

③ 「DDR 政府は社会構造全体の民主化を即刻開始しなければならない」。その際、「すべての人権」の尊重が必要であり、人権には「旅行の自由の権利と居

¹⁹ Arbeitskreis Gerechtigkeit (1989)。原資料はベルリンのハ

ーバマン協会にある Matthias Domaschk Archiv 所蔵。

住地を DDR の外に選ぶ権利」[つまり外国旅行と移住の自由]が含まれる。これらの自由権は「普遍的なものだから」[「親戚関係」の有無]や、SED に対する忠誠表明に基づいて国家機関から「与え」られるようなものであってはならない。

④「偽りの状態が死者の墓まで」及んだことをギョフロイ葬儀が示した。「いわゆる反ファシズムの防壁で DDR の国境兵によって殺された」という「真実はその場所を墓所にさえ見いだせなかった。殺害は“悲劇的な事故”と呼ばれ、そのことが DDR 史の中の暗部に対する偽りの状態を証明している。これはとりわけ屈辱的である」。

⑤「黨員かキリスト教徒か、知識人か労働者かに関係なく、我々が、何かを変えたいと思うなら」、「誰もが自分の居場所で真実を言い始めねばならない。公開性(Offenheit)が真実への恐れに優るなら、印刷物の検閲あるいはジャーナリストの活動の妨害、意見表明ゆえの人々の逮捕は余計なものになる。ただ、各人がその社会的位置においてそれに取りかかり、連帯して隣人を支持しなければならない」。

⑤がこの書簡のタイトルの理由であり、書簡の目的を示している。その中の「公開性」はもちろんグラスノチを意識している。④については、母カリンが取材陣に「真実」を語ったことを補足しておきたい。

彼女はすぐ、1989年9月に西ベルリンへ出国した(Filmer 1991:65)。おそらく①にある「あきらめ」ないし絶望からだろう。当局もすぐに出国許可を出したことになる。

彼女は西ベルリンから「毎週末」息子の墓地を訪れ、同年12月までは「毎回45東マルクを支払わねばならなかった」と言う(Filmer 1991:65)。Goldmann(2014.02.05)には、墓地訪問は「二三週間毎」、支払いは25マルクとある。

ここに言う支払いは西側からの入国者に東独が課していた最低交換義務のことであり、当時は1人1日当たり25西独マルク、年金生活者15マルクであった(1:1で東独マルクに交換)。彼女の息子の墓地の近くにはSバーン駅(都市内鉄道)があり、その1日通用切符(Tagesfahrkarte)は当時1東独マルクだったから、墓地往復だけでは大半が残った。彼女は東ベルリンを知り尽くしているから、美容院や買い物その他、有効な使い方をしただろう。

15. 検証

(1)ギョフロイ事件と射撃停止命令の関連

ギョフロイ事件は、1989年4月3日にホーネッカーが国境での射撃停止命令(以下停止命令)を密かに発した理由と言われる(例えば Hertle 2011:121 や同 2011a:27、Lapp 2007:775、Lapp 2013:60、Baron [2018]など)。

しかしもし理由がギョフロイ事件だけなら、事件から2ヵ月後の発令になったのはなぜかが問われなければならない。

事件には強い国際的非難と内外世論の非難が巻き起こり、西独政府がCSCE手続き開始を予告したことはホーネッカー政権にとって打撃であった。

しかしホーネッカーは事件発生後しばらくは西独側からの射撃非難を内政干渉として退けていた。このことは、シュペートほかの西独要人との会談で明らかであった(13節)。

従って、その後には何か追加事情があつて対応が変化し

たとえられる。

それは、フランス大統領招請問題と、「ソ連の同志たち」からの圧力である。これは、停止命令発令経緯の記録(以下発令記録と呼ぶ)によって明らかである。

発令記録は、当時国境守備隊参謀長・少将であったタイヒマンが作成した(HA I 5753, Bl. 2-5)。それによると、停止命令は、ホーネッカー→保安担当政治局員クレンツ(Egon Krenz)→国防相代行シュトレレッツ→国境守備隊、という経路で電話ないし口頭で伝達された。

すなわち、まずホーネッカーからクレンツに指示が出され、その指示をクレンツが4月2日にシュトレレッツに電話で伝達し、その内容を4月3日にシュトレレッツが国境守備隊長・大将バウムガルテンや隊長代理兼政治指導部長・中將ロレンツ、タイヒマンを集めて口頭伝達した。

発令記録にある守備隊の3人は連邦議会への請願に署名した将軍たちである(6節)。発令記録にホーネッカーの指示の日付は書かれていない。おそらくクレンツからの伝達の当日か、前日だろう。

発令の翌日、4月4日には末端の国境歩哨にまで周知されたことになっていたが、それも口頭であり、実際には命令不徹底のケースが露呈した(詳細別稿予定)。

発令に当たってのホーネッカーの指示は、発令記録のうちのシュトレレッツと「政治局員・同志クレンツとの国境情勢の発展についての1989年4月2日の電話協議」の内容にある。

それによると、ホーネッカーが、「目前にあり得るフランス大統領のDDR訪問」と、「ソ連の同志たちのあり得る反応」ゆえに、「国境での火器使用の回避」は「現在特別の政治的重要性を持っている」と指摘した。ソ連の反応としては、「君ら[東独]はいまの情勢において国境で射撃しなければならないのか」という批判が記されている(HA I 5753, Bl. 4)。

ホーネッカーにとって訪仏(1988年)への答礼としてのフランス大統領の東独訪問の実現は、自らと東独の国際的認知引き上げのための最優先事項であった。実際に実現したのは「目前」ではなく、ホーネッカー失脚後になった。

「ソ連の同志たち」の頭にある「いまの情勢」は、なによりも出国権の無制限尊重を定めたCSCEウィーン会議最終文書の採択であり、そういう時に「国境で射撃しなければならないのか」とは、ギョフロイ事件を指すに違いない。

東独はCSCEウィーン会義において出国権や最低交換義務の問題に強く抵抗し、特に後者では採択直前の土壇場まで会議を紛糾させた。その採択直後にそれに真っ向から挑戦してホーネッカーが壁100年存続発言をした(詳細は青木 2018a)。更にギョフロイ事件まで起こしたのみならず、発生後もしばらくホーネッカーは、少なくとも表面上は上記のように、内政干渉反対を盾に強硬対応を示した。

しかし対仏と対ソの配慮の必要に迫られ、ようやく、制限命令よりも強い言葉の停止命令の発令に踏み切った。これが停止命令を4月3日に出させた理由であり、ギョフロイ事件から2ヵ月も経った理由でもある。

残る疑問は、彼が前年9月以降ケスラーとともに射撃制限の方針を取っていたとすればギョフロイ射殺に命令違反の疑いで対処しなかったのはなぜかである。思い当たるのは、壁100年存続発言が示すように、当時ホーネッカーはCSCEにおけるソ連の裏切りにいわば逆上状態にあったこ

とである。

(2)射撃停止命令は誰が?:ホーネッカーかクレンツか

前項(1)の第 1 段落に記した諸文献は停止命令の発意はホーネッカーによるとしている。

タイヒマン作成の発令記録(HA I 5753, Bl.2-4)は、「わが党の書記長が国境情勢の発展についての彼の不満を表明し」、かなりの数の疑問や要求を列挙して、「クレンツを通じて国防相代理に」「書記長がこれらの問題について国境守備隊司令部の指導部と話すことを要求した」とある。

その要求の 1 つが、「国境での火器使用について:[ツァイト紙上で]国防相[ケスラー]が射撃命令は存在しないと言う場合、国境でも射撃してはならない。さもないと国防相が信頼を失う。射撃命令がないのであれば、逃亡する人間が撃たれてはならない。国境兵の身体や生命が危険に晒される場合にのみ撃たれることが実現されねばならない」、「現在の政治情勢においては火器を使用することよりも人をずらからせることに注意を払うことが重要である」、ということであった。

この引用にある「国防相が射撃命令は存在しないと言う場合」については下記の(5)項を参照されたい。

これが停止命令の内容であるから、上記諸文献がこれをホーネッカーの発意によると受け取るのは当然である。発令記録にある「わが党の書記長」から国境守備隊幹部への伝言の内容やその中の大胆な言い方は、ホーネッカーならあり得る。それが実はクレンツの独断による偽造伝言だと言われても俄に信じられるものではない。

ところが、いわゆる政治局裁判のベルリン地裁判決(1997年8月25日)には、停止命令はクレンツの独断によるとある。それはクレンツの申し立てによるが、信じがたい。

すなわち、クレンツが「ホーネッカーの不在の中で書記長代理であった時」に、「ホーネッカーまたはワルシャワ条約の兄弟パートナーの代表者たちの同意なしに」、ギュフロイ事件への「強いメディアの反応」を利用して、シュトレレッツにそれを指示した(Marxen 2002:706)と言う。

確かにクレンツがホーネッカーの代理を務めることはあった。この時期の例としては3月30日にホーネッカーの職務の1つ国家評議会議長の代理として米国議会代表と会見している(Chronik März 1989)。

しかし、上記のように「火器を使用することよりも人をずらからせることに注意を払うことが重要である」というような大胆な表現はクレンツにはあり得なかったと思う。その根拠の1つは下記のように1989年秋の混乱対策として第2案を推奨したことである。

しかも判決にあるクレンツの主張と停止命令に関する諸事実が矛盾している。

第1に、停止命令に際してクレンツが国境守備隊に指示したのは、火器使用に当たっての国境法厳守であったと、判決には繰り返し出てくる。

だが停止命令の実際の中身は、火器使用における国境法順守ではなく、国境法の停止であった。だから彼は、自分が伝言した停止命令の中身さえ理解していなかった。

第2に、クレンツによると、停止命令の発令から伝達まですべてが電話を含む口頭であったのは、「ソ連あるいは他のワルシャワ条約諸国の代表とのいかなる話し合いもなし」の措置であったので、「ソ連とのごたごたを避けるため」であ

ったと言う(Marxen 2002:804;815)。

しかし前述の発令記録によれば、停止命令発令の直接のきっかけの1つは、「君らはいまの情勢において君らの国境で射撃しなければならないのか」という「ソ連の同志たちのあり得る反応」であった。つまり停止命令は「ソ連の同志たちの意を汲んだものであった。

しかも彼が厳守させようとした国境法は1982年以来公表されている法律なのだから、その順守をいままらソ連と協議する必要も、その実施に関する命令を対ソ配慮のために口頭伝達にする必要も全くなかった。

実際には、口頭伝達は西独および逃亡希望者への警戒のため以外にあり得ない。対西独では、停止命令発令が西独に漏れると、従来存在しないと繰り返し断言してきた射撃命令が存在したことを認めることになるからである。

停止命令を厳重秘密にしたかったもう1つの理由は、それが逃亡希望者に知られて逃亡促進となることを避けたかったからである。だから発令記録には「我々が射撃しないというキャンペーンを始めてはならない」(同前)ともあった。

クレンツはタイヒマン作成の記録を「全く正確というわけではなかった」(Marxen 2002:804)と言うが、何が間違いかの具体的指摘はない。

壁の歴史の有力ウェブサイトである CdM も、いまなお停止命令を「ホーネッカーが命じた」と記している(CdM→Chronik 1989→3. April 1989)。

東独情勢が緊迫した1989年10月初めに党中央の専門部が事態解決のための3案を作成し、そのうち第3案を、痛みを伴うが「戦略的かつ永続的な解決」のための「ベスト」として提案した。しかしクレンツは第3案を拒否した(青木2018a:19)。

第3案は、「秘密保持者、兵役者または訴訟手続き進行中の人物」以外の全国民の即時出国自由化であった。東独国民の要求とCSCEウィーン会議最終文書の原則に依るには、いくら痛みが大きくても、これしかなかった。

天安門事件的解決は、当時のヨーロッパ情勢とソ連の態度においては東独には不可能であった。

第3案を拒否したクレンツは、第2案が「全般的解決」をもたらすので支持する旨、ホーネッカーに上申した。

第1案は、西独による「DDR国籍」承認を条件とする旅行可能性の拡大であった。この条件の実現可能性はなかった。第2案は、実現可能性のない第1案に、当面全国境閉鎖という強硬手段を加えたものであり、ますます実行可能性がなかった(青木同前)。

このことから、クレンツには戦略思考も政治的センスも決断力もないように感じられる。そのような彼が独断で、停止命令を、しかも記録にあるような大胆な表現で指示したとは考えられない。

(3)射撃停止命令と射撃制限命令の比較

では射撃停止命令は、少尉ハンフの証言にある1988年12月ホーネッカー発令の射撃制限命令(以下制限命令)と、どう違うのだろうか。

制限命令は上記のように、脱走兵、国境兵士の身体・生命の危険、重技術による攻撃という3つの場合にのみ射撃を許可した。

これに対して停止命令は、上記のように、射撃を国境兵

の「身体や生命が危険に晒される場合」に限った。従って停止命令は、制限命令の射撃許可のうち脱走兵と重技術装備の場合を削除した。

これは大きな違いに見えるかもしれないが、逃亡関連では、実際には大きな違いはない。脱走兵は武器を持っている確率が高いし、重技術装備の場合もその阻止には危険を伴うから、現場ではいずれも国境兵の「身体や生命が危険」な場合である可能性が非常に高いからである。

しかも一般逃亡者による重技術利用は容易ではなく、脱走兵はごく少なくなっていた(表7)。

表7 脱走兵(1961-1989)

| 年 | 合計 | うち下士官・将校 |
|------|------|---------------|
| 1961 | 621* | 92 |
| 1962 | 553 | 70 |
| 1963 | 384 | 88 |
| 1964 | 155 | 48 |
| 1965 | 220 | 48 |
| 1966 | 185 | 48 |
| 1967 | 127 | 44 |
| 1968 | 65 | 18 |
| 1969 | 77 | 16 |
| 1970 | 68 | 21 |
| 1971 | 59 | 18 |
| 1972 | 34 | 10 |
| 1973 | 27 | 7 |
| 1974 | 24 | 14 |
| 1975 | 17 | 8 |
| 1976 | 5 | 1 |
| 1977 | 12 | 6 |
| 1978 | 9 | 3 |
| 1979 | 9 | 3 |
| 1980 | 10 | 3 |
| 1981 | 16 | 5 |
| 1982 | 14 | 3 |
| 1983 | 14 | 3 |
| 1984 | 12 | 3 |
| 1985 | 10 | 3 |
| 1986 | 14 | 3 |
| 1987 | 20 | 5 |
| 1988 | 14 | ? |
| 1989 | 14** | (42***)? |
| 合計 | 2789 | [1961-87:591] |

(原注) *資料によるわずかな違いがある。 **1989年7月末まで。 ***1989年11月末まで。「?」はママ。
(出所) 1961-1987はWolf(2005:69)(原資料はシュタジ諸文書)、1988-1989はLapp(2013:47)(原資料は国境守備隊文書ほか)。

脱走兵の逃亡は、表7のように、壁建設当初の毎年3桁規模から減少を続け、1980年代には毎年10数人であっ

た。壁建設前(1950-1960年)は年間最多800人、最少296人の間であったが、1952年は1316人、危機の年1953年は2086人であった(Wolf 2005:57)。

(4) 国境法と制限命令・停止命令の比較

では制限命令および停止命令は、国境法や職務規則が規定する従来の国境での火器使用規則(いわゆる射撃命令)とはどのように異なったのか。

東独国境法の「国境守備隊の権限」²⁰の1つに、「火器使用」規定(第27条)があった。

その要点は、①人への使用は他の手段・方法では成果が得られない場合に限る、②現行犯またはその嫌疑の防止ないし捕縛のための使用は正当である、③「原則として」使用前に「呼びかけまたは警告射撃」によって予告する、但し「すぐ目の危険」の「防止または除去」のために必要な場合を除く、④「若者(Jugendliche)や女性にはできるだけ火器が使用されるべきではない」、使用禁止は a)非関与者に危険が及ぶ場合、b)見た目に児童の年令である場合、c)隣国領土へ射撃が及ぶ場合である[若者とは14才以上18才未満]、⑤「できるだけ人命が損なわれるべきではない」し、負傷者には必要な保安措置と応急措置を講ずる。[番号は第27条の項番号に同じ。]

国家人民軍作成の「国境勤務ハンドブック」は、国境守備隊員に「火器使用は国境法第27条との一致においてなされねばならない」と指示した(Süß 1999:148)。

逃亡などの国境侵犯は、②の「現行犯またはその嫌疑」に当たるから、全員が「防止ないし捕縛のため」の射撃対象である。その際③～⑤に多少の限定が見られるが、いずれも強い制限ではない。③に言う「目の危険」は国境兵にとっての危険ではなく、国境犯罪の危険を指すので、事前警告も絶対条件ではない。④の若者・女性や⑤の場合でさえ「できるだけ」の火器使用回避にすぎない。

Diedrich(1998:238f.)によると、「1980年代半ばまで」、国境兵が歩哨として警備パトロールに出る際の「服務宣誓」(Vergatterungsformel)²¹には、「国境侵犯者は仮逮捕または絶滅されるべきである」とあった。つまり、国境法施行後も現場ではこのように単純化された形の徹底であった。

国境法の規定やこうした服務宣誓に比べると、停止命令はむしろ、制限命令も射撃を大幅に限定したことが分かる。

(5) 射撃制限命令存在の傍証: 国防相ケスラー発言

体制転換後非常に注目されてきた停止命令と異なり、制限命令は全く言及されていない。しかし上記(3)のように、制限命令は実質的に、停止命令に匹敵する内容であったのだから、ハンフ証言の検証が是非必要であり、その成立経緯と内容、実施状況を明らかにされなければならない。

制限命令が事実であり、下部まで徹底されていれば、非武装のギュフロイらが射殺されることはなかった。また、ホーネッカーは、壁100年存続発言などの表面上の強硬姿勢にもかかわらず、国境射撃体制の制限に動いていたことになる。

ギュフロイ事件とその裁判は、ハンフ証言を引き出したことにより、こうした課題の存在を突きつけた。これは東独国

²⁰ 1980年代の国境守備隊は約4.5万人、うち大部分は徴兵された兵役兵士(18ヵ月)で、その上に「期限付き下士官(3年)、職業下士官、士官候補生、将校、将軍」がいた(Ritter 2001:97)。

²¹ <http://www.chronik-der-mauer.de/180123/das-grenzsystem> に、宣誓の様子の写真がある(タイトルは Tägliche Befehlerteilung ...)。

境体制史研究にとって大きな意味を持っている。

制限命令の真偽の本格的検証には聞き取りやアーカイブ調査が必要であるが、ここでは 2 つの傍証を提起したい。

第 1 に直接的な傍証として、制限命令とチューリンゲン情報が実質的には同じであったことである(9 節参照)。

第 2 の傍証として、ツァイト紙との長いインタビューにおけるケスラー発言(Keßler 1988)に注目したい。というのは、その内容が制限命令に酷似しているからである。

インタビューの日付は同紙に記載されていないが、発行は 1988 年 9 月 30 日である。聞き手は当時同紙編集長であったゾマー(Theo Sommer)と東独取材のベテラン記者メンゲ(Marlies Menge)であった。

その全文が ND(1988.10.01/02)にもインタビュー場面の写真入りで掲載されたことや、ホーネッカー自身が何度も引用したことが示すように、ケスラー発言は、個人的、衝動的ではなく、東独指導部が準備した重要な政治的行為であった。その中でケスラーは次のように述べた：

聞き手が「あなたがたのところに存在する射撃命令に触れたい」と提起した時、彼は「まず国境のこと」を論じ立てた上で、「私は射撃に戻る、私は逃げない、逃げる理由はない」と言い、両独の国家関係の改善につれて「我々がベルリン(西)と BRD[との国境]に対して持っていた多くの予防措置や保安措置を原則として絶対的に除去してきた、絶対的に。射撃命令は決して、決して存在したことがない。今もそれは存在しない」、射撃は「国境の暴力的乗り越えの際」と国境兵自身への「攻撃の際にのみ許された」と回答した(Keßler 1988)。[「決して」の繰り返しは本人による。]

「多くの予防措置や保安措置」の除去は自動射撃装置 SM-70 や埋設地雷の撤去を指す(詳しくは青木 2018:5; 17-18 参照)。

ケスラーは射撃許可を、暴力的乗り越えと国境兵への攻撃という 2 つの場合に限られていると言う。両方とも逃亡関連では脱走兵か、民間人なら重技術の例しか無い。ガルテンシュレーガーらが武器を持って西独側から国境帯に侵入したが、これは逃亡のためではない(青木 2018)。

従って、ケスラー発言はホーネッカーの制限命令と瓜二つであり、停止命令とも実質的にはほぼ同じである。

国境法を熟知しているはずのケスラーは、自分の発言が国境法第 27 条を大幅に制限したものであることを十分に承知の上であったに違いない。だからこそ、停止命令発令指示に際して「書記長」はケスラーのこの発言に関連づけて、国境法の火器使用規定の大幅制限を指示した。停止命令をこのように関連づけることはクレンツにはできない。

インタビューにおいてケスラーはまず、射撃命令や戦略、軍事ドクトリンその他「どのテーマからも逃げず」、「テーブルの上にカードを、そして始めよう！」と要求したと、ツァイト紙の前置きにある。

「テーブルの上にカードを置く」というドイツ語は手の内を明かすという意味である。実際にこの言葉をケスラーが使ったのはインタビュー冒頭ではなく、通常兵器の軍縮問題の回答の中である。しかしツァイト紙はこの言葉を、射撃命令を含むすべてにも該当すると見た。このような広範かつセンシティブな質問に答えるということは少なくともホーネッカーの内容了承なしにはあり得ない。

ホーネッカーはこのケスラー発言に、停止命令発令の指示の際だけではなく、度々言及している。ケスラーが射撃命令はないと言ったのだから、それはないのだ、と。

例えば、西独の東独常駐代表プロイティガム(Hans O. Bräutigam)が 1988 年 12 月 19 日離任挨拶に来た際にホーネッカーは、「国防相ケスラーが最近「射撃命令は(もはや)存在しない。(…)今なお射撃があるとすれば、警告射撃だということ」を言明したと離任みやげとして伝えた」(Hertle 2011a:27)。

引用文中の「(もはや)」は、注記がないので、たぶん原資料(東独側の会談記録)にあるのだろう。

この会話についてプロイティガム自身はごく簡単にしか紹介していないが、これを聞いた彼の感想がある。射撃命令が「一瞬、もはや本当に存在しないのかと、自問した」と言う(Bräutigam 2009:445)。

1989 年 2 月 23 日には西独の州首相シュペートのギュフロイ事件についての問いにも、ケスラーのこの発言にあるとおり射撃命令は存在しないと強調した(13 節)。

こうしたことは、ツァイト・インタビュー以来、最高指導者ホーネッカーとその忠実な国防相ケスラーが、射撃命令の制限とその宣伝に尽力したことを示し、従って、制限命令の実在可能性を高める。

しかし、停止命令は最高指導者から最下部まですべて口頭伝達であり、おそらく制限命令もそうだろう。それではいわゆる伝言ゲーム状態は避けられなかったかもしれない。

制限命令の有効性を疑わせる事象もある。1989 年 3 月に国境守備隊政治部が作成した「国境防衛のための DDR 国境守備隊の階級任務と権限」(いわゆる原則資料)は、「火器使用が非常措置として正当な根拠がある」場合として、「犯罪者が[...]他人と共同で不法な越境をしようとしている、あるいはその人物が「抵抗または逃亡によって調べや逮捕から逃れようと試みる」場合を挙げた(Süß 1999:149)。

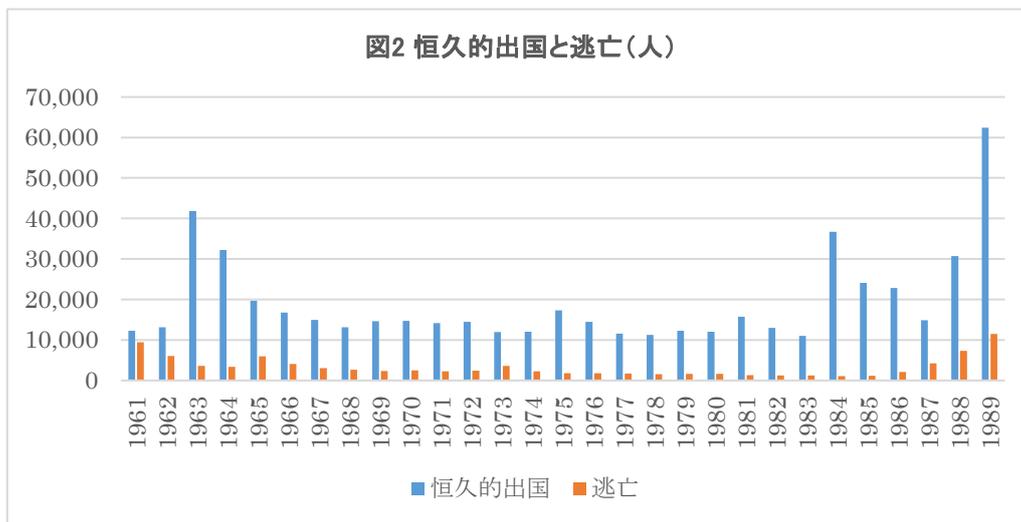
これを見ると、守備隊本部内でも制限命令が徹底されたかどうか疑われるが、少なくともハンフ所属の第 33 国境連隊やチューリンゲンの国境部隊には伝わっていた。

実はすでに 1970 年代後半でさえ、逃亡の試みのうちほぼ 90%が、遮断地帯に入る前、つまり警報付き国境フェンス手前(ベルリンでは後背地壁の手前)までに逮捕され、その大部分は国境守備隊ではなく人民警察による逮捕であり、遮断地帯内での逮捕や射殺ないし地雷被爆が約 5%あり、当時でさえ逃亡成功は 5% 足らずにすぎなかった(青木 2018:表 2、但し対西独本土国境での数字である)。

また図 3 のように、逃亡は壁建設後急減し国境体制強化につれ、1980 年代半ばまで更に減少し、東独を去る者のうち圧倒的多数は出国申請によった。

従って、以前に比べますます「政治的損害」が大きくなった国境での射撃・射殺は、東独当局の政治的計算にも合致しなかったはずである。

ホーネッカーは停止命令発令の際に、上記のように、現情勢では「火器を使用することよりも、人をずらからせること」を指示した。この考えは制限命令の際、従ってまたすでにケスラー発言の頃にもあったと思われる。しかし他方で、CSCE ウィーン会議最終文書に沿って出国を自由化する決断はなく、逆に壁 100 年存続発言をしてしまった。



(出所) 青木(2009:122)の表 1 のうちの東独統計。「恒久的出国」は本人の申請が許可された合法移住である。逃亡は対西独国境と他国経由を含む。西独側統計とは定義・数字が異なる。

彼は 1983 年秋から対西独本土国境の自動射撃装置と埋設地雷の撤去に続き、射撃を制限して多少は「人道」化することにより、壁の体制を維持しようとした。壁なしに東独の存続はあり得ないことを彼が確信していたからである。

(6)CSCE ウィーン会議最終文書 vs.新外国旅行政令

ホーネッカー政権が 1989 年 1 月 1 日に発効させた新外国旅行政令は、従来よりは改善であった。しかし CSCE ウィーン会議最終文書の合意にはほど遠いものであった。

というのは、同政令による出国許可は、反体制派の公開書簡(14 節)が批判するように、依然として、親族・姻族関係を基準に「国家機関から“与え”られる」であり(第 10 条第 2 項)、出国権の容認ではなかった。

ただ同政令は、CSCE 情勢や国内の出国運動の盛り上がりに基づく福音教会の要求に応じて、国家の不利益がない場合のみ「他の人道的理由からも許可され得る」(同条第 3 項)というあいまいな補足をした。これは改善ではあるが、やはりあくまで国家が選択的に授与するという考え方であった(詳細は青木 2018a:9 節)。

他方、東独も署名したウィーン会議最終文書のヨーロッパ安全保障の「諸原則」には次のようにあった(CSCE 1989、ドイツ語版による。詳細は青木 2018a:4 節)：

第 20 項：「参加諸国は、以下の各人の権利を無制限に尊重する：

- いずれかの国の内部における住居移転の自由と居住地の自由選択、
- 自国を含むすべての国からの出国と自国への帰還」。

第 21 項：「参加諸国は、上記の諸権利の行使が、法律に定められ、かつ国際法上の義務、特に市民的権利と政治的権利についての国際協定〔自由権規約〕、その他の国際的義務、特に世界人権宣言と一致する例外以外のいかなる制限のもとにもないことを保証するだろう。これらの制限は例外の性格を持つ。参加諸国はこれらの制限が乱用や恣意的利用をされず、これらの権利の有効な行使を擁護する形でなされるように取り計らうだろう」。

これは新外国旅行政令の基本的考え方の否定であった。

ウィーン会議最終文書によればギュフロイもガウディアンも出国可能であった。しかし、前述(9 節)のように、新外国旅行政令によれば、出国許可がガウディアンにはほぼ間違いなく出るが、ギュフロイにはあり得なかった。

ウィーン会議最終文書は本来国際条約ではないが、フォーアアップ会議の継続が予定されただけでなく、CSCE として初めて、人権と人道の両方を含む「人々の次元」について参加国(アルバニア以外の全欧と米加)の履行と協力の促進手続きを定めた(CSCE 1989:38)。

吉川(1994)はこれらの手続きを、「情報請求(第 1 手続き)、2 国間協議(第 2 手続き)、他の参加国への通報(第 3 手続き)、全参加国での協議(第 4 手続き)」と要約した。そのため「取り決め違反の疑いがある国は…他の参加国からの情報請求や協議に応じなければならなくなった」(吉川 1994:105,155-156)(青木 2018a:7 参照)。

従って、西独が東独の出国権制限、ましてや射撃による逃亡阻止を CSCE 違反と見なせば、東独は「情報交換並びに情報要請と抗議」(CSCE 1989)に対応しなければならず、その結果を西独は CSCE 全体会議の場に持ち出すことができる。ギュフロイ事件はもちろんシヨッセー通り検問所事件も当然その対象となり得る。

射撃だけではなく 1989 年 3 月 8 日にガス気球で東ベルリンから西へ飛び墜落死したフロイデンベルク(Winfried Freudenberg)のケースさえ問題にし得る。

新外国旅行政令は出国許可基準を緩和したが、CSCE 基準にほど遠かった。しかもホーネッカー政権は、ゴルバチョフ的改革、特にグラスノスチとデモクラティザーツィア(情報公開と民主化)を否定した。

改革がないまま、100 年先まで壁の中に閉じ込めると指導者が断言し、断言直後に逃亡者が射殺された。だから、閉じ込めのためには依然として射殺も辞さないのだと受け取られ、国民の中の出国願望がなお一層強まった。

ギュフロイ事件発生と同じ頃に、ハンガリーでは鉄のカーテンを開ける第一弾の準備開始が決定された。

(7)ホーネッカーの執念とハンガリー国境規制緩和

ホーネッカーの壁へのこだわりが露呈したのは、有名な「壁は 50 年、いや 100 年でも存在し続けるだろう」という発

言(壁 100 年存続発言)である。

この発言は、CSCE ウィーン会議閉幕の日と同じ 1989 年 1 月 19 日に、トーマス・ミュンツァー生誕 500 年記念行事のための委員会での報告の中で、CSCE ウィーン会議における西独外相ゲンシャーと米国務長官シュルツの役割を名指して批判しつつ行なわれた²²。

これは、決して感情的なアドリブ発言ではなく、原稿に用意された発言であった(青木(2018a:3 節))。

壁 100 年存続発言を、西側はむろん激しく非難し、東独内でも「この一文に皆が茫然として街角で議論した」(Ide 2014.01.18) と描写されるほどの衝撃となった。ただちに東独福音教会内の、壁に反対するグループ「隔離の実践と原則拒否イニシアチブ」が痛烈な批判の公開書簡を発表した(青木 2018a:4)。

発言から半月後に壁射殺が発生したから、この発言による脅迫は迫真のものとなった。

彼の壁執念には、現実的な理由があった。壁を作った理由と同じである。壁建設は国民の逃亡を阻止して東独を存続させるための必須事業であった。その実行責任者であったホーネッカーにとって、壁なき東独があり得ないということは為政者としてのいわば原体験の 1 つであったからである。

むろん彼は、閉じ込めるだけでは国民の不満が爆発し 1953 年「人民蜂起」の再現になりかねないから、1971 年政権奪取後は、ブレジネフらの危惧にもかかわらず、社会政策充実に邁進してきた。

その思考の一例を紹介したい。東独がソ連からの石油供給削減と外貨繰りに苦慮していた時期である。

1980 年代初めソ連政治局員ルサコフが、東独への石油供給削減を了解させようと説得に来た。彼はホーネッカーに、ソ連の生活水準は「すでに全社会主義諸国」に比べ「ほとんど最下位」だから「これ以上後退」の余地は無い、「ほかに出口が無いことを信じてくれ」、「我々[ソ連人民]の生活がどんなものか知っている」はずだと、了解を懇願した。

それに対してホーネッカーは断固として答えた:生活状態を「非常に良く知っている」が、「それは問題ではない、同志ルサコフ、友人の間でも率直に話さねばならない問題もある」。DDR は[西との]ますます厳しくなる闘いの中にあり、「DDR をソ連と比較することはできない。共産主義者として私は率直に言い、また問わねばならない、その[削減の]結果を本当に熟慮したかどうか、と」(1981 年 10 月 21 日の会談記録 DY 30/J IV 2/2A 2431)。

壁によって逃亡を許さないが、生活向上に全力を尽くす、そのためには、ある規模までの私営復活も厭わないということが彼の施政方針であった。

しかし東独は社会主義的な国営計画経済が基本であり続けたため、生活向上に限度があり、政治、経済、社会すべてにおいて自由の制限があった。また 1980 年初めの外貨繰りの困難の際にはソ連資金が期待できなかったため、西独の支援を受けて切り抜けた。代償として 1983 年秋から国境の自動射撃装置や埋設地雷を撤去し、1984 年には「出国の波」と言われるほどの大量の出国許可を出した。当時ソ連は危機のポーランドへの外貨融資さえできなかった

ため、ポーランドは IMF 復帰となった。

国境体制の非人道性の軽減には努めるが、国境体制と出国許可制は死守することによって東独の存続を図ることが彼の執念であった。壁建設から 30 年近く経っても、壁無しに東独無しということを彼は確信していた。

ホーネッカーは対仏、対ソ配慮から、国境での射撃停止命令の発令を指示したものの、その約 3 週間後にいわば警戒警報を発した。

それはハンガリー指導部内で進む「社会主義権力の浸食」への警戒を呼びかけた 1989 年 4 月 26 日付けの SED 政治局員・同候補と県第 1 書記への通知である:

「同志諸君!ハンガリー社会主義労働者党書記長[グロス、Károly Grósz]のスピーチは、ハンガリー党指導部が政治権力を防衛する意志を持たないことを知らしめた。社会主義的な権力関係や成果、価値の明らかな浸食の過程が加速し、すべての社会領域を捉えている」(DY 30/IV 2/2.035/73)。

その 10 日後 1989 年 5 月 6 日にホーネッカーがハンガリー情勢の中でも最も恐れる事態を、国防相ケスラーが報告した(AZN 32665):

ハンガリーは 1989 年 2 月 28 日の政治局決定に基づいて、同年 5 月 2 日に「対オーストリア国境の警報付き国境フェンスの計画的な解体」を始め、まず 8 検問所のうちの 4 検問所の付近の警報フェンス各 1km で「示威的に」解体が行なわれた。

それについてハンガリーは、ヨーロッパの緊張緩和への寄与とオーストリアとの良好な隣国関係ゆえと強調している。

1990 年末までに合計 260km の警報フェンスの解体を完了するため、毎週 4~4.5km づつ撤去の予定である。[予定費用も記載されている。]

解体後の対策としてパトロール強化や監視塔などの拡大、騎馬監視強化、国境周辺住民の協力強化が挙げられている。

ホーネッカー政権がギョフロイ事件に右往左往していた 2 月に、ハンガリー政治局が、鉄のカーテンと壁の開放につながる打撃を準備し、5 月 2 日から実行に移した。それをホーネッカーは警戒したが、なすすべがなかった。

東独の「トランクの上に座る人々」が、西独テレビでこのニュースと知り、ハンガリーへ向かった。彼らは出国許可に備えてソファを含む家財を処分して、準備を完了していたからすぐ旅立つことができた。

東独の「トランクの上に座る人々」はすでに両独基本条約締結(1972 年)直後から西独では政治問題になった(Potthoff 1997:104)。「1988 年末には約 11 万人が荷造りしたトランクの上に座っていた」²³。

16. 代償

ギョフロイ事件が起こったのは、CSCE ウィーン会議最終文書成立や、ソ連およびハンガリーの諸改革と対照されつつ、東独が国際的孤立を深める中であった。

そういう時に最終文書に反して僅か 2 人の逃亡阻止のた

²² ウェブサイト CdM(→Chronik 1989)は本稿発表時点にこの

発言を 1 月 18 日としているが、間違い。

²³ <https://www.jugendopposition.de/themen/145317/ausreisewelle>

めにギュフロイを射殺した。微少な成果のために支払わねばならない国際的代償は従来よりもはるかに大きかった。CSCE への告発、フランス大統領の訪問遅延、ソ連側の反発、国際的評判の大きな下落などである。

国内的代償も国際的代償に勝るとも劣らなかつた。その象徴が、党の地方機関紙にギュフロイ訃報を掲載せざるを得なかつたことである。

その上、訃報の字句が「悲劇的な事故」という隠蔽語であったために「偽り」の体制という非難が増幅した。訃報により見ず知らずの市民も駆けつけた葬儀の様子も報道された。

当然東独国民は、ソ連で進むグラスノスチとのあまりの違いを意識した。少し前に、ソ連の雑誌「スプートニク」ドイツ語版が東独で発禁になり、当局の強硬な反グラスノスチに非常に多くの国民が驚きとともに、反発したばかりであった。

ND (1988.11.19)二面の小さな郵政省通知に、「雑誌“スプートニク”が郵便新聞リストから削除された。それは独ソ友好の強化に役立つ記事ではなく、むしろ歴史をゆがめる記事を載せている」とあった。

これは発禁を意味した。というのは、「郵便新聞リスト」(Postzeitungsliste)に載った紙誌のみが販売や発送を許された(Zimmermann 1985:800)からである。これが、かつて米国がソ連の人工衛星に味わったスプートニク・ショックに続く、東独版「スプートニク・ショック」であった。ソ連映画の上映取り止めも生じた。

反グラスノスチ・デモクラティザーツィア、あるいはライブチヒ反体制派の言う「偽り」の体制への反発の強さは、ゴルバチョフ来訪時の東独国民の熱狂的大歓迎に示された。

ハンガリー国境の警報付きフェンス取り外しが始まった直後の日曜日に東独では地方議会選挙があった。共産圏らしく信任投票方式ながら、いまやかなりの不信任が出るはずと考へた反体制派が監視体制を敷き、公式発表の偽りを暴いた。翌日から毎月曜に公式発表への抗議デモを開始し、同年9月から大規模になる月曜デモの始まりとなった。これも人々が真実を語り、追求する運動であった。

いま1つの代償は、すでに盛り上がりを示していた外国旅行・移住の自由や選挙・言論の自由をはじめとする自由要求を刺激したことである。

ホーネッカーは「DDR色の社会主義」を主張してゴルバチョフの改革拒否を合理化しようとした:

「我々はここ、この国で発展した社会主義社会を形成している。真空の場所でも、どこかほかにはあるが我々のところにはない諸関係の下でもない。我々はDDR色の発展した社会主義社会を形成している。

(強い拍手)」(ND 1988.12.30:4)。

これは1988年12月29日のドイツ共産党創立70周年集会でのホーネッカー演説にある。

演説の中で彼は当然、しばしば党の創始者の一人ローザ・ルクセンブルクを持ち上げたが、触れないことがあった。

それは、ローザが『ロシア革命について』の中でレーニンを批判して、社会進歩にとっての「異論の自由」、つまり徹底したグラスノスチの普遍的な重要性を強調したことである。

1988年1月17日に東ベルリンで出国派が、ローザの「異論の自由」の引用句を記した横断幕を掲げ、広く報道された。ローザ・デモ事件と言う。

この引用句の活用は東独ではタブーであったが、この事件報道の結果、「1988年からはどこにでも存在になった」(Kowalczyk 2009:262)。政治局員シャボウスキーでさえ1989年のある夜に初めて『ロシア革命について』(Levi版)を読み感動したと言う(Schabowski 1991:159f.)。

このように出国派の行動が東独当局の主要なイデオロギー基盤も侵食していた。

14節で触れた1989年1月15日のライブチヒ沈黙行進は前年のローザ・デモ事件の継承であり、沈黙行進の出演演説をしたリーダー・コヴァシュ(Fred Kowasch)もローザの自由論を引用した。(以上のローザ・デモ事件関連の詳細は青木 2016 参照)。

コヴァシュはライブチヒ反体制派の公開書簡(14節)の署名団体の1つ「生命イニシアチブグループ」(IG Leben)のメンバーであった。

多くの市民が、ホーネッカーの壁100年存続発言とギュフロイ事件から、当局は自分たちを今後100年も壁とカラシニコフによって不自由世界に閉じ込めるのだと受け取った。

体制支持者以外の市民には4つの対処があった。1)到来したハンガリー国境規制緩和を利用して逃亡する、2)出国申請を出し出国運動を強化して早期に出国する、3)移住後の暮らしへの不安ゆえ残留して耐え忍ぶ(東の生活は不便が多いが、食べるのに困るわけではない)、4)反資本主義ゆえ残留してより良い社会主義への改革に賭ける。

出国派の行動力と1989年夏に始まったエクソダスが刺激となって、2)~4)全体を巻き込むデモの波が生じた。4)は少数派であり、2)はあからさまに、3)は内心、西独への合流を願っていた。その願いは、なんと、わずか1年後に実現した。SEDの対応は後手の連続であったが、それでも今も左翼党として存続している。4)にとっては、こんなことになるはずではなかつた。

略語(紙誌)

BM = Berliner Morgenpost
 BZ = Berliner Zeitung(東ベルリン)
 DA = Deutschland Archiv
 FAZ = Frankfurter Allgemeine Zeitung
 FR = Frankfurter Rundschau
 GBl = Gesetzblatt der DDR
 ND = Neues Deutschland、東独支配党 SED 中央機関紙
 SP = Der Spiegel
 SZ = Süddeutsche Zeitung
 taz = Die Tageszeitung
 TSP = Der Tagesspiegel

略語(用語)

シュタジ = MfS またはその職員
 ADN = Allgemeiner Deutscher Nachrichtendienst、一般ドイツ通信社(東独)
 AFP = Agence France - Presse、フランスの通信社
 AP = Associated Press、米国の通信社
 ARD = Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland、公共テレビ「第1」(Das Erste)の放送母体(西独、現ドイツ)
 BA-MA = Bundesarchiv - Militärarchiv、連邦公文書館軍関係アルヒーフ
 BGH = Bundesgerichtshof、連邦最高裁判所(西独、現ドイツ)
 BRD = Bundesrepublik Deutschland、ドイツ連邦共和国(西

独、現ドイツ)

BStU = Der Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Ministeriums für Staatssicherheit der ehemaligen DDR、旧シュタジ文書保管庁

CdM = Chronik der Mauer. ウェブサイト <http://www.chronik-der-mauer.de/>。「ポツダム現代史研究センターと連邦政治教育センター、ドイツラジオの共同プロジェクト」(サイト奥付)。

CDU = Christlich-Demokratische Union Deutschlands、ドイツキリスト教民主同盟(両独に存在)

CSCE = Conference on Security and Cooperation in Europe、全欧安全保障協力会議(アルバニア以外の全欧と米国・カナダが参加。ドイツ語略称 KSZE)

DDR = Deutsche Demokratische Republik、ドイツ民主共和国、本稿では引用文以外では東独と略記

dpa = Deutsche Presse-Agentur、ドイツの通信社(西独、現ドイツ)

GTÜ = Grenztruppen-Übergabe (Aktensignatur)、国境守備隊からの譲渡を示す連邦公文書館分類記号

HA I = Hauptabteilung I、シュタジ第 I 局。局は複数の部から成り、局や部の名称はローマ数字

MfS = Ministerium für Staatssicherheit、国家保安省(=シュタジ)、秘密警察兼対外諜報(東独)

NVA = Nationale Volksarmee、国家人民軍(東独)

SAPMO-BA = Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR im Bundesarchiv、連邦公文書館旧東独政党・大衆団体アーカイブ

SED = Sozialistische Einheitspartei Deutschlands、ドイツ社会主義統一党(東独支配党)

VEB = Volkseigener Betrieb、東独の国有企業

ZAIG = Zentrale Auswertungs- und Informationsgruppe、中央評価・情報グループ(シュタジの情報中枢)

ZDF = Zweites Deutsches Fernsehen、第 2 公共テレビ放送(西独、現ドイツ)

ZKG = Zentrale Koordinierungsgruppe、中央調整グループ(シュタジの出国運動対策の中枢)

引用文献

(URL は特記しない限り、すべて本稿発表時有効。以下は本文記載 URL を除く。)

青木國彦(1985) 社会主義における余剰・不足と私的営業、『研究年報経済学』(東北大学) 156

(<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html>)

----- (1991) 『壁を開いたのは誰か』化学工業日報社

----- (2006) 東独脱出動機論争、『比較経済研究』(比較経済体制学会) 43-2 (同上 URL 掲載)

----- (2008) 東独 1988 年 4 月「中央決定」の意味と文脈、『比較経済研究』(比較経済体制学会) 45-1 (同上 URL 掲載)

----- (2009) 東独出国運動の発生: 逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た、『研究年報経済学』(東北大学) 70-2 (同上 URL 掲載)

----- (2011) 東独出国運動の評価(1): ベルリンの壁開放の担い手についての謬論批判、『東京国際大学論叢経済学部編』44 (同上 URL 掲載)

----- (2011a) 東独出国運動の評価(2): ベルリンの壁開放の担い手についての謬論批判、『東京国際大学論叢経済学部編』45 (同上 URL 掲載)

----- (2016) ローザ・ルクセンブルクの「異論の自由」の意味と衝撃、『ロシア・東欧研究』45 (実際の発行は 2017) (同上 URL 掲載)

----- (2018) 元東独政治犯ガルトンシュレーガーの冒険: 東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界、『社会主義体制史研究』1 (<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hsss.htm>)

----- (2018a) CSCE (全欧安保協力会議) ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応: 東独の新外国旅行行政令と「壁は 100 年存続」発言、『社会主義体制史研究』2 (同上 URL 掲載)

----- (2018b) ケネディのベルリン演説(1963 年 6 月)再考: ブラ

ント東方政策との比較、『研究年報経済学』(東北大学) (<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html>)

熊谷徹(2009) 『観光コースでないベルリン』高文研

近藤潤三(2010) 『東ドイツ(DDR)の実像: 独裁と抵抗』木鐸社
森千春(2005) 『壁が崩壊して: 統一ドイツは何を裁いたか』丸善
吉川元(1994) 『ヨーロッパ安全保障協力会議(CSCE)』三嶺書房

Arbeitskreis Gerechtigkeit u.a. (1989) Offener Brief an die Bevölkerung der DDR vom 15. März, in:

<http://www.chronik-der-mauer.de/todesopfer/171677/>

AZN 17130, Schema: Die Sperranlagen an der Sektorengrenze in Berlin, 1988, in: BA-MA Freiburg, Bl.205.

AZN 17790, Pionier- und signaltechnischer Ausbau der Staatsgrenze zu BERLIN-West" (1984), in: BA-MA, GTÜ, Bl.168.

AZN 32665, Schreiben von DDR-Verteidigungsminister Heinz Keßler an Erich Honecker zur Demontage des Grenzsinalzaunes zwischen Ungarn und Österreich, 6. Mai 1989, in: BA-MA Strausberg, Bl.78-79.

Baron, Udo; H.-H. Hertle [2018] Todesopfer: Chris Gueffroy, in: <http://www.chronik-der-mauer.de/todesopfer/171315/>

Baum, Karl-Heinz (1989.02.24) Von der stillen Grenze in ein stilles Grab, in: *FR*.

Baumgarten, Klaus-Dieter (1982) Konspekt vom 9.7.1982 für die Dienstbesprechung des Chefs der Grenztruppen mit den Kommandeuren der Grenzkommandos und Lehrinrichtungen, in: BA-MA, GTÜ AZN 13427, Bl. 126, 146 ff.

----- (1996) Schlußwort eines Angeklagten vor Gericht, in: <http://ddr-kabinett-bochum.blogspot.com/2015/06/ein-politischer-proze-schluwort-eines.html?m=1>

Bräutigam, Hans O. (2009) *Ständige Vertretung*, Hoffmann und Campe.

CdM (1988.04.19) Gelungene Flucht eines Gebäudereinigers mit einer Fensterputzerleiter von Berlin-Treptow nach Berlin-Neukölln, 19. April 1988, in:

<http://www.chronik-der-mauer.de/fluchten/180937/>

Chronik (Dez. 1988), in: *DA*, 1989, H.1

Chronik (Jan. 1989), in: *DA*, 1989, H.2.

Chronik (Feb. 1989), in: *DA*, 1989, H.3.

Chronik (März 1989), in: *DA*, 1989, H.4.

CSCE (1989) Abschliessendes Dokument des Wiener Treffens 1986 der Vertreter der Teilnehmerstaaten der KSZE, Wien 1989, OSCE. in:

<https://www.osce.org/de/mc/40883?download=true>

Decker, Kerstin (2009.02.05) Raus aus der DDR: Freiheitsträume, in: *TSP*.

Diedrich, Torsten; H. Ehlert; R. Wenzke (Hg.) (1998) *Im Dienste der Partei: Handbuch der bewaffneten Organe der DDR*, Ch. Links

Drescher, Ralf (2017.11.18) Die Chris-Gueffroy-Allee führt über die frühere Sektorengrenze, in: *Berliner Woche*.

DY 30/IV 2/2.035/73, in: SAPMO-BA, Bl.201-206.

DY 30/J IV 2/2A 2431, in: SAPMO-BA.

Filmer, Werner; Heribert Schwan (1991) *Opfer der Mauer: Die geheimen Protokolle des Todes*, C. Bertelsmann.

Frenkel, Rainer (1991) Und weiß von keiner Schuld: Ein ehemaliger General der DDR-Grenztruppen rechtfertigt sich, in: *Die Zeit*, Nr.39.

Gesetz über die Staatsgrenze der DDR, in: GBl, Teil I Nr. 11 vom 29.03.1982. (略称 Grenzgesetz、国境法)

Goldmann, Sven (2014.02.05) Gedenken an den letzten an der Mauer Erschossenen, in: *TSP*.

Grafe, Roman (2002) *Die Grenze durch Deutschland: Eine Chronik von 1945 bis 1990*, Siedler.

HA I 5753, Bl. 2-5, in: BStU MfS.

Hertle, Hans-Hermann (2011) *Die Berliner Mauer: Biografie eines Bauwerkes*, Ch. Links.

----- (2011a) „Grenzverletzer sind festzunehmen oder zu

- vernichten“, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte* 31–34.
- Hertle, Hans-Hermann; Maria Nooke (Hg.) (2009) *Die Todesopfer an der Berliner Mauer 1961-1989*, Ch. Links.
- (2017) *140 Todesopfer an der Berliner Mauer 1961-1989*, in: <https://www.berliner-mauer-gedenkstaette.de/>
- (2017a) *Die Todesopfer an der Berliner Mauer 1961-1989*, in: <https://www.berliner-mauer-gedenkstaette.de/>
- Holzweißig, Gunter (2002) *Die schärfste Waffe der Partei: eine Mediengeschichte der DDR*, Böhlau.
- Ide, Robert (2014.01.18) "Die Mauer steht noch 50 und auch 100 Jahre": Der große Irrtum von Erich Honecker, in: *TSP*.
- Kellerhoff, Sven F. (2009.02. 05) Der sinnlose Tod des DDR-Bürgers Chris Gueffroy, in: *Die Welt*.
- Keßler, Heinz (1988) Gespräch mit Theo Sommer u.a., in: *Die Zeit*, Nr.40. (ND, 1988.10.01/02:9f.にも掲載)
- Kloth, Hans M. (2009.02.04) Mauertote: Kugel ins Herz, in: SP Online.
- Kneipp, Danuta (2009) *Im Abseits: Berufliche Diskriminierung und politische Dissidenz in der Honecker-DDR*, Böhlau.
- Kowalczuk, Ilko-Sascha (2009), *Endspiel*, C.H.Beck.
- Lapp, Peter J. (2007) Verwirrung um den »Schießbefehl«, in: *DA*, H.5.
- (2013) *Grenzregime der DDR*, Helios.
- Lexikonredaktion des VEB Bibliographisches Institut Leipzig (1984) *Handbuch Deutsche Demokratische Republik, 2., neubearbeitete Auflage*, VEB Bibliographisches Institut Leipzig.
- Marxen, Klaus; G. Werle (Hg.) (2002) *Gewalttaten an der deutsch-deutschen Grenze (Strafjustiz und DDR-Unrecht Dokumentation Bd.2)*, De Gruyter Recht.
- Maurer, Jochen (2015) *Halt - Staatsgrenze!: Alltag, Dienst und Innenansichten der Grenztruppen der DDR*, Ch. Links.
- Müller-Enbergs, Helmut u.a. (Hg.) (2010) *Wer war wer in der DDR?, 5. aktualisierte und erweiterte Neuauflage*, Ch. Links.
- ND (1988.11.19) Mitteilung der Pressestelle des Ministeriums für Post- und Fernmeldewese.
- (1988.12.30) Rede Erich Honeckers auf der Festveranstaltung anlässlich des 70. Jahrestages der Gründung der KPD.
- (1989.02.24) Gespräch Erich Honeckers mit Ministerpräsident Lothar Späth.
- (1989.02.25/26) Begegnung Erich Honeckers mit Bürgermeister Henning Voscherau.
- 1989.02.25/26a) Henning Voscherau vor der internationalen Presse.
- Neiber 60, Auskunftsbericht zum Grenzkommando-Mitte und der Staatsgrenze der DDR zu Westberlin, März 1989, in: BStU, in: <http://www.chronik-der-mauer.de/material/178765/>
- Petersen, Volker (2018.02.05) Tod an der Berliner Mauer: Chris Gueffroy stirbt als Letzter, in: <https://www.n-tv.de/politik/Chris-Gueffroy-stirbt-als-Letzter-article20269449.html>
- Potthoff, Heinrich (1997) *Bonn und Ost-Berlin 1969-1982: Dialog auf höchster Ebene und vertrauliche Kanäle*, J.H.W. Dietz Nachfolger
- Raschka, Johannes (2000) *Justizpolitik im SED-Staat*, Böhlau.
- Ritter, Jürgen; P. J. Lapp (2001), *Die Grenze: Ein deutsches Bauwerk*, 4. Auflage, Ch. Links.
- Rummler Toralf (2000) *Die Gewalttaten an der deutsch-deutschen Grenze vor Gericht*, Berlin Verlag Arno Spitz.
- Schabowski, Günter (1991), *Der Absturz*, Rowohl.
- Scholz, Sebastian (2010.07.12) Straße erinnert an Maueropfer Chris Gueffroy, in: *TSP*.
- Schwabe, Uwe; Rainer Eckert (Hg.) (2003) *Von Deutschland Ost nach Deutschland West: Oppositionelle oder Verräter?*, Forum Verlag.
- Spittmann, Ilse (1989) Sozialismus in den Farben der DDR, in: *DA*, H.3.
- Strauß, Stefan (2014.09.05) Polizeigefängnis in der Keibelstraße: Dunkler Ort der DDR-Geschichte, in: *BZ*.
- Süß, Walter (1999) *Staatsicherheit am Ende*, Ch. Links.
- taz (1989.02.23) Senat hat Verdachtsmomente, daß Anfang Februar ein DDR-Flüchtling von Grepos erschossen wurde.
- (1989.02.24) Todesschüsse an der Mauer bestätigt.
- (1989.02.24a) Stasi bespitzelt Trauergäste auf Friedhof.
- (1989.02.25) Protest gegen Todesschüsse: Gueffroys Tod belastet „deutsch-deutsches Verhältnis“.
- (1991.09.20) Thorsten Schmitz: Schüsse, Schuld, Gerechtigkeit.
- (1991.09.26) Zeuge: Schießbefehl ließ Spielraum Angeklagter schwer belastet.
- (1991.10.01) Götz Aly: Schießbefehl und Offiziersehreiz.
- (1991.10.11) Thorsten Schmitz: Der Anwalt und der letzte Zeuge
- TSP (1989.02.07) Flucht an der Berliner Mauer gescheitert.
- (2014.02.05) 138 Menschen Starben an der Mauer.
- VEB Tourist Verlag (Hg., 1980) *Buchplan Berlin: Hauptstadt der DDR*.
- Voß, Hans(1993) Konstruktivität und Dilemma der DDR-Außenpolitik: Ein Bericht des stellvertretenden Delegationsleiters der DDR über das Wiener Folgetreffen der KSZE (1986-1989), in: *1999. Zeitschrift für Sozialgeschichte des 20. und 21. Jahrhunderts*, H.1.
- Wolf, Stephan (2005) Hauptabteilung I: NVA und Grenztruppen (Handbuch), *BStU*.
- Wolfrum, Edgar (2009) *Die Mauer: Geschichte einer Teilung*, C.H. Beck. ヴォルフフルム(飯田収治他訳)『ベルリンの壁:ドイツ分断の歴史』洛北出版社
- ZAIG (15217 Bl.14-16) Mielke an Erich Honecker vom 25. 02. 1989, in: BStU MfS.
- ZAIG (15217 Bl.99-102) Information über den Fluchtversuch von Gueffroy und Gaudian vom 6. 02. 1989, in: BStU MfS.
- Zimmermann, Hartmut u.a (1985) *DDR Handbuch, 3., überarbeitete und erweiterte Auflage*, Verlag Wissenschaft und Politik